

補装具費支給制度に関する団体ヒアリングの結果一覧

参考資料3

【物価高騰に係る意見】

	種目	現状の問題	提案する解決策	提案団体
1	義肢、装具	<p>障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第25項及び第76条第2項の規程に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定申請については、年に1回(通常7月受付開始され9月メ切)申請受付が行われ、翌年4月に告示されている。</p> <p>指定の申請用紙内、それぞれ国内製造品の場合は2、輸入品の場合は3、「販売管理費・中間業者による流通経費・マージン等(d)」に関して、過去の実績とトレンドを精査して、可能な限り正確な数値を記入出来る様に努力をしてきた。</p> <p>しかしながら、昨今の世界的パンデミックや地政学的影響により、予測を遥かに超える変化が急激に起こる事象を経験してきた。それらは、円滑な物流システムを阻害し輸送コストの高騰、部品(半導体)のサプライチェーンにそれまで経験した事のない新たな問題に直面した。結果的に、「原材料高騰」、「エネルギー価格の高騰」、「人件費高騰」さらには、急激な「為替変動」などが、同時に且つ複雑に絡み合い、過去の実績とトレンドからでは、精度の高い予測算定値を申請時にする事(申請時と施行時の時差が8カ月有る)が、今までになく非常に困難になった。</p> <p>直近では、2024年4月から施行されるトラックドライバーの時間外労働の規制強化がある。物流業界「2024年問題」(荷物の3割が届かない)が、どの位の物流経費インパクトになるか、現時点で精度の高い予測値を出す事は、不可能に近い。企業各社は、過度な値を申請する事で、信頼性と透明性を著しく損なう事は避けたく、倫理観と正義感をもって精度の高い予測値を申請する事は、非常に困難な状況にある。</p>	<p>2023年9月申請締め切り後に、同年9月時点では予想しえない程の運送業界の値上げが2024年4月、もしくは申請後の会計年度内に起きた場合は、緊急対応として歯科材料(バナジウム)で施行された様な対応が出来る様改定して欲しい。特定保険医療材料と同様の申請要検であるなら、告示後の対応もそれに準じた対応を要求したい。改定が行われない場合、完成用部品申請者が、2024年4月から次年度の申請告示までの間、不適切な利益もしくは、不利益を被る事は避けたい。随時改定が困難であれば、半年後の臨時改定を可能できる様改定を提案する。</p>	日本福祉用具・生活支援用具協会
2	装具	<p>今般、材料費の高騰が相次ぎ、補装具各種の製作・販売に当たっている補装具事業者からは採算がとれないとの声が頻りに聞かれる。本県においても、業務の縮小や廃業を余儀なくされている事業者が発生しており、このまま県内事業者の減少が続けば、県内の補装具使用者は、県外事業者を探し、依頼することを余儀なくされ、大きな不利益となる。このことから、県内事業者の採算性の確保と県内における事業の維持・存続が重要な課題である。</p> <p>事業者の採算性に関する具体的な課題として、靴型装具の価格が挙げられる。告示では、患側の製作要素価格に対し、健側はその1/2程度とされている。靴型装具の製作に当たっては、採型・採寸からチェックシューズの製作を経て本革で仕上げるまでの工程は14工程程度であるが、健側の分も患側と同様の工程で製作されるため、ほぼ同程度の労力がかかっており、健側の製作については現行の価格に見合っていない状況である。そのため、患側と健側の製作要素価格の差の縮小に向けての見直しが必要である。</p>	<p>健側分の製作要素価格を患側分と同程度に見直すことで、補装具事業者の採算性確保の一助とし、事業の維持・存続と、県内補装具使用者の安心と利便性の確保につなげる。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【山形県福祉相談センター】</p>
3	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、その他	<p>(物価高騰に対応した補装具価格改定の要望)</p> <p>当協会会員に対して団体ヒアリングへの提案を求めたところ、物価高騰に対する補装具価格の改定に対する要望が最も多く寄せられたことから、以下にその要旨を述べる。</p> <p>急激な物価高騰は、国内の物価指数が2020年から2023年にかけて約20ポイント上昇していることから(資料1)、補装具製作に最も関連が深い項目では材料費、交通費、光熱費、ガソリン代、人件費などがあげられる。材料費に関しては、日本義肢協会が令和4年12月に実施した「過去2年間の材料値上げ実績」調査(資料2)により約19%の材料費の値上げが報告されており、物価指数の上昇と連動している。</p> <p>物価高騰の一因には、世界情勢の影響を受け、急激な円安が為替レートを押し上げる一方で、中小企業である補装具関連のサプライチェーンに対し、国内銀行が固定レートの契約を行わないため為替ヘッジができず、原材料に関しては、仕入れ価格に転嫁され義肢装具製作会社の経営を圧迫し、逆に完成用部品に関しては物価の変動に価格を連動させることができずサプライチェーンの経営を圧迫している。</p> <p>また、物価には人件費が含まれるが、2021年度実績で、求人件数に占める新卒POの割合が40%を切っており(資料3)、18歳人口の減少だけでは説明が付かない状況である。需給バランスの崩れは人件費の面で物価を押し上げ、企業経営を圧迫する要因となりつつある。</p>	<p>急激な物価高騰の対策として、最も多かった提案は、物価上昇に連動した補装具価格改定であり、例えば診療報酬や薬価は2年に1度の改定が行われているが、補装具の価格改定は3年に1度であり、物価上昇に対応しきれない点である。従って、</p> <p>1) 診療報酬や薬価の改定と同様に2年に1度か、あるいは1年に1度の改定を要望したい。</p> <p>2) 補装具価格に関しては、物価指数や材料費の値上げ調査の結果からも20%程度の引き上げを要望したい。</p> <p>3) 人件費に関しては経営を圧迫するような対応ではなく、人材の需給バランスを整えるような方策でなければならず、健全経営の結果、利潤が人件費に流れるようにするため、物価に連動した補装具価格の改定が適宜行われることを要望したい。</p>	日本義肢装具士協会
4	座位保持装置、車椅子	<p>○課題:車椅子や座位保持装置の基準額について</p> <p>R5.8月現在、円安や物価高の影響で車椅子等の各パーツの値上がりがあり現在の基準額では、支給決定通知書の自己負担額以上に自己負担が発生する場合がある。(支給券自己負担金+自己負担金)</p> <p>各メーカーは定価を1~2割値上げ(令和5年4月より)しており、メーカーへオーダーメイド作製依頼を行うと基準額を超える場合が多い。</p> <p>※具体的な事例としては、 対象者:四肢麻痺 座位保持不能 重度知的障害 褥瘡既往のある施設入所のケースに対して、ティルト・リクライニング型車椅子を給付すべく中間業者を介して、見積書を作成後、自己負担金発生可能性について保護者へ説明したところ、作製を希望されなかった。</p>	<p>各パーツや種目別補装具の基準額の見直しを検討していただきたい。</p>	日本作業療法士協会
5	座位保持装置、車椅子、電動車椅子、その他	<p>現在の支給基準では、特別な付属品等を使用しない場合でも超過額が生じます。特に生活保護受給世帯、市民税非課税世帯の方は自己負担額は0円ですが、超過額が生じることで持ち出しがあることに難色を示されます。</p>	<p>標準的な装備であれば、生活保護受給世帯、市民税非課税世帯の方が超過額なしで製作できる支給基準を設けていただきたいと考えます。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【岡山市障害者更生相談所】</p>
6	座位保持装置、車椅子、電動車椅子	<p>厚生労働省のQ&Aでも示されているとおり、電動車椅子をはじめ車椅子の部品等の価格が高騰し、各事業者からお困りの声があります。</p> <p>多くの自治体で取扱い頻度の多いヤマハから、公式に「製品により値上げ幅が異なりますが、15%程度の値上げ」があったことが通知されています。</p> <p>価格高騰の影響で、補装具費として認められるにもかかわらず、告示額が追いついていないがために、申請者及び事業者には負担がかかります。厚生労働省に負担について問い合わせた際も「同様の質問が各自治体からあがっている」とお話をしました。高騰分をどう負担するのか、支給に関わる現場では差し迫った問題であり、喫緊の課題と認識しています。</p> <p>対象者は車椅子、電動車椅子、座位保持装置を必要とする身体障害者であり、長野県では、補装具所有者16,567名のうち、3,856名(およそ25%)は車椅子および電動車椅子を利用しています(令和5年度身体・知的障がい者統計より)。全国的にもその割合は大きく変わらないと推測され、少ない数ではありません。</p>	<p>車椅子や電動車椅子、座位保持装置に関わる基準額を、全体的に上げる必要があると存じます。具体的な金額については、種目別に述べられるところではなく、補装具事業者等への調査が必要と考えます。</p> <p>必要な人に、必要な物品が価格高騰を理由とした負担がなく行き渡るようにと考えます。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【長野県立総合リハビリテーションセンター更生相談室】</p>
7	車椅子、電動車椅子	<p>車椅子・電動車椅子・座位保持装置の基本価格の改定がされていない。</p> <p>昨今、材料費が高騰し、基準価格で作製が困難となり、作業者の負担増または利用者の自己負担額が必要とされるなど、最低限に必要なものでも作製しにくくなっている。</p>	<p>この度、義肢・装具関係で検討開始された適正価格の検討委員会と同様に、車椅子・電動車椅子・座位保持装置の場合も委員会を立ち上げるなど、基準表の改訂を検討していただきたい。</p>	日本理学療法士協会
8	車椅子、電動車椅子	<p>電動車椅子(車椅子)の基準価格について</p> <p>昨今の物価高騰等の影響を受け、簡易型電動車椅子の価格見直しを行う旨の通知がメーカーから出される等、補装具事業者に対する卸価格が告示により算定した額を上回ってしまう例があり、更生相談所での処方どおりの対応に苦慮するとの話が、補装具事業者から出ている。</p>	<p>経済実態に即した柔軟かつ速やかな告示価格の見直しを行っていただくとともに、告示価格を超過してしまう製品について、全国で統一した判定の取扱いが図られる内容の技術的助言の発出をお願いしたい。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【埼玉県総合リハビリテーションセンター】</p>

9	電動車椅子	<p>電動車椅子の基準価格について 物価高騰の影響により、電動車椅子の本体及び付属品の価格が上がり、製品価格が基準額を超える場合があります。支給する製品や選択する付属品等の見直し等により、申請者への負担が生じないようにするため、対応に苦慮しています。</p>	<p>電動車椅子の製品価格が基準額を超えることがないよう、基準額を改正していただきたい。 主な製品価格の改定 ・電動車椅子簡易型切替式 423,200円→486,500円(2023.1) ・電動車椅子普通型 447,300円→514,400円(2022.10) ・電動ティルト式普通型 727,400円→785,600円(2022.10)</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【さいたま市障害者更生相談センター】</p>
10	電動車椅子	<p>当所では毎年20件程度電動車椅子簡易型の判定を実施し全てヤマハが占めている。ヤマハがバッテリーや充電器を含め11月以降価格改定を行うため、現状の支給基準では利用者負担が増す状況となるが、厚労省の通知では1割負担以外は負担させないことになっている。市費の負担も難しく今後どのようにしたら良いか問題となっている。</p>	<p>電動車椅子簡易型の一般的な加算項目である簡易型電動装置交換、ACサーボモーター、転倒防止装置折り畳み、電動又は電磁ブレーキ、ニッケルバッテリー、外部充電器等の支給基準の価格改定により上記問題は緩和されると考える。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【相模原市障害者更生相談所】</p>
11	電動車椅子	<p>近年、資材や人件費等の価格高騰の影響により、補装具の価格も高騰している。このような状況の中、ヤマハ発動機(株)の簡易型電動車椅子JWシリーズも価格改定により、令和5年1月より価格が上昇した。 メーカー側では、補装具費で取り扱うものについては、令和5年12月頃まで価格改定は適応しないとしているが、それ以降は新価格となり、国の基準額では対応が困難になると考える。</p>	<p><解決策> ・簡易型電動車椅子の国の基準額を改定する。 ・ヤマハ発動機の電動車椅子JWシリーズのカタログ価格より ①JWアクティブ 改定前423,200円 改定後486,500円※63,300円の価格上昇 ②JWX1 改定前396,000円 改定後344,300円※51,700円の価格上昇 これら2機種を見ても、51,700円から63,300円の価格上昇となっている。 このため、昨今の価格高騰を反映した国の補装具支給基準額の改定を行って頂きたい。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【静岡市地域リハビリテーション推進センター】</p>
12	電動車椅子	<p>1 電動車椅子について 車椅子や電動車椅子のメーカー定価については、昨今の社会情勢の影響を受け、昨秋頃より平均20%程度値上げしており、特に、電動車椅子は、昨年10月より今仙技術研究所製(各種普通型及び簡易型電動ユニット)、今年1月よりヤマハ製(簡易型)が数万円から10万円を超える値上げや、方針を示している(別紙参照)。 令和5年1月、「補装具費支給に係るQ&Aの送付について」により、卸価格が告示価格を上回る補装具への対応として、簡易型電動車椅子では、リチウムイオンバッテリー搭載の対応を検討するよう示されたが、それだけでは、対応困難な「電動リクライニング・ティルト式」、「電動リフト式」などもある。 卸価格が告知価格を上回る補装具については、身体障害者本人への負担が求められるなど、適切な補装具費支給判定に支障が生じることが危惧されるため、告示価格は、市場価格の実態に即した設定にすべきと考える。 ※ 当県における電動車椅子の判定件数 令和元年度 237件 令和2年度 168件 令和3年度 114件</p>	<p>障害福祉サービス等報酬改定が3年ごとに見直しされることに合わせて、支給基準の改定が行われるものと認識しているが、完成用部品等の指定基準と同様に、タイムリーに社会の実情に即した柔軟な改定を毎年実施する。これにより、適切な補装具費の支給を通じ、誰もが安心して暮らせる社会の実現に資する。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【兵庫県立身体障害者更生相談所】</p>
13	電動車椅子	<p>昨今の物価高騰の影響を受け、簡易型電動車椅子の価格見直しを行う旨、メーカーから通知があった。補装具事業者に対する卸売価格が告示により算定した額を上回っており、今後上記補装具を必要とする利用者が差額を負担せざるを得ない状況となっている。</p>	<p>市場価格に見合った基準への改正</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【北九州市身体障害者更生相談所】</p>
14	電動車椅子	<p>電動車椅子・車椅子の厚労省の基準額が、平成22年度の現行制度の付属品積み上げ方式となって以来、据置となっている。 昨今の原材料費高騰等により、電動車椅子の製造メーカーは、本体価格を値上げしている。 具体的な例を示すと、大手製造メーカーの電動車椅子(普通型6km)は、令和4年10月から514,400円①(旧価格447,300円)と67,100円値上げされた。 一方で基準額は、本体329,000円+標準付属品110,180円((張り調整150,080円)、(転倒防止装置7,500円)、(充電器30,000円)、(バッテリー57,600円))=439,180円②として算定した。 差額(①-②)は、75,220円。値上げ前の差額が8,120円であり、今回の価格上昇分と基準額との乖離はさらに大きいものとなっている。(新旧価格表参照) 福島県内の補装具業者は、零細な企業がほとんどであり、機種によっては赤字あるいは収支がとれない状況が発生しているとの相談を数社から受けているが、更生相談所としては、基準額に基づく判定しかできないと回答している。 現在の状況が続けば、事業継続が危うい業者もあり、福島県内の障がい者にとっても不安を与えている。 別添「補装具評価検討WG 価格調査資料」にも示されているとおり、電動車椅子の仕入価格の変化率は+11.0%の結果となっている。 この調査資料は、厚労省の補助金で行った事業のため、厚労省としても既に認識している事実であると推察されるが、敢えて問題を提起したい。</p>	<p>電動車椅子・車椅子の厚労省の基準額が、平成22年度の現行制度の付属品積み上げ方式となって以来、10年以上も改定されていない。 市場価格を調査に基づき、適正な基準額を設定する必要がある。 零細な補装具業者の継続的な活動を支えることにより、障がい者が不安なしに相談できる体制が構築できる。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【福島県障がい者総合福祉センター】</p>
15	電動車椅子	<p>令和5年1月6日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室の事務連絡において、卸価格が告示価格を上回る補装具への対応についてQ&Aが示されているが、対応の検討をしてもなお告示価格を上回る状況が生じており、この場合はQ&Aで示されているとおり、法に定められた額を上回る利用者負担は認められないとされていることから、実際には補装具取扱業者負担となっている状況であり、補装具取扱業者から早急に対応を検討してほしいと言われる状況で、苦慮している。 ※実際の状況は把握していないが、告示額を超過した部分の負担額について、上記のような取り決めとなっているにもかかわらず、業者負担ではなく利用者負担になっている可能性は否めない。また、製造メーカーから値上げをするような話も聞こえてきている状況である。</p>	<p>現在の卸価格と昨今の物価状況の状況を見越した告示価格に見直していただきたい。しかしながら、今後も物価上昇が続く見込みであれば、見直した告示価格をさらに上回る卸価格に改定される可能性があり、基準額で支給できない場合の対応を検討し尽くしてもなお基準額を超える場合も十分に考えられるため、その場合の対応方法について、明確な方針をお示しいただきたい。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【名古屋市身体障害者更生相談所】</p>
16	電動車椅子	<p>昨今の物価高騰の影響を受け、電動車椅子の価格が値上がりしており、基準額での対応が難しくなっていることから、補装具業者からどうすれば良いのかと問い合わせを受けており、対応に苦慮している。</p>	<p>現状に見合った価格の改正をお願いしたい。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【山口県福祉総合相談支援センター】</p>

17	視覚障害者安全つえ	<p>視覚障害者安全つえ(以下、白杖とする)は、近年、石油価格の高騰等の影響により、製造コストや販売コストの上昇があり、白杖の販売価格を値上げせざるを得ない状況にある。そのため、これらの値上げに基準額が連動していないことから、超過負担が発生する白杖が増えている。特に、平均的な機能を有する白杖ほど自己負担(超過負担)が発生し、自己負担を負担できない利用者は、本来望んでいる機能を持つ白杖を利用することができなくなっている。これらの問題の背景を、参考資料「視覚障害者安全つえ 仕入れ価格・販売価格に関する資料」のデータを用いて、以下に整理する。</p> <p>【背景】</p> <p>① 仕入れ価格の上昇 令和5年7月時点の仕入れ価格と令和3年4月時点の仕入れ価格を比較すると、主要品目の仕入れ価格は平均123.4%の上昇を示している。つまり、2年間で仕入れ価格が1.2倍になっていることが分かる。なお、令和4年4月の時点の仕入れ価格と令和3年4月の仕入れ価格の上昇率は平均114.9%だったことを踏まえると、近年は仕入れ価格が継続的に上昇していることも分かる。</p> <p>② 販売価格の上昇 令和5年7月時点の販売価格と令和3年4月時点の販売価格を比較すると、主要品目の販売価格は平均112.3%の上昇を示している。①で示した仕入れ価格の上昇率123.4%に対して、販売価格の上昇率が112.3%となると、販売店は一部の商品の販売価格の値上げを行っていないことも分かる。販売店側が、利用者に自己負担が発生しないよう、仕入れ価格が上昇しても販売価格を改定しないことの一端が垣間見れる。</p> <p>③ 自己負担(超過負担)の上昇 現在の補装具の基準額に当てはめた場合、令和3年4月時点の販売価格では、主要品目18商品の中で7商品に超過負担が発生していたが、令和5年7月時点の販売価格では、主要品目18商品の中で12商品に超過負担が発生している。</p> <p>なお、白杖の場合、販売単価が他の補装具と比べて安価であるため、商品の発送費用は販売価格に転嫁できず、自己負担にすることが多い。本連合では、代金引換の場合は1,300円~1,700円程度の送料を別途請求しており、この送料が隠れた自己負担になっている。現状では、白杖の販売店は全国的に少ないことから、多くの利用者は遠隔地の販売店から白杖を購入するため、送料の支払いが必須になっている。</p>	<p>【意見】</p> <p>白杖の仕入れ価格は平均して123.4%の上昇、販売価格は平均して112.3%の上昇をしていることから、補装具費基準額はこれらの上昇に連動した見直しを行うべきではないか。</p> <p>この見直しにより、白杖の利用者は、その利用者にとって適正な白杖を購入できると思われる。また、白杖の販売店、白杖の製造メーカーや輸入代理店も継続して販売や製造を行うことができる。</p>	日本視覚障害者団体連合
18	視覚障害者安全つえ	<p>視覚障害者が安全に単独歩行するための白杖を補装具で申請する場合、基準額は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通用4,060円~5,410円(軽金属2,200円もしくは繊維複合材料3,550円+全面夜光材1,200円+ゴムグリップ付き660円) ・携帯用5,410円~6,260円(軽金属3,550円もしくは繊維複合材料4,400円+全面夜光材1,200円+ゴムグリップ付き660円)となる。 ・身体支持併用3,490円(3,080円+夜光材410円) <p>しかし近年、物価高騰の煽りを受け、白杖の販売価格が軒並み基準額を超過し、自己負担額が生じている。基準額と実際の販売額の乖離が分かるよう、「盲人用安全杖白杖総合カタログ」…(i)と、白杖を販売している大手業者の白杖の価格表…(ii)を比較した一例は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①カーボンケーン(普通用・レギュラー)7,000円(基準額5,410円)(i) ②カーボンケーン(携帯用・レギュラー)8,000円(基準額6,260円)(i) ③アルミ製白杖伸縮式(身体支持併用)5,000円(基準額3,490円)(i) ④アドバンテージ(普通用・レギュラー)8,400円(基準額5,410円)(ii) ⑤アドバンテージ(携帯用・レギュラー)10,900円(基準額6,260円)(ii) ⑥L字サポートケーン長さ調整式(身体支持併用)4,900円(基準額3,490円)(ii) <p>※実際の価格と基準額の差額(1,410円~4,640円)は、自己負担になっていると思われる。また、白杖を販売している大手業者で購入した場合、送料は全額自己負担となる場合が多い。</p> <p>なお、上記は通常の石突(レギュラー)であるが、効果的な歩行のために特殊石突(ローラー、パーム等の高額なもの)を必要とする当事者が近年増加しており、それらの人にとってはより一層の負担増となっていることから、修理基準に各種特殊石突の追加が必要と思われる。</p>	<p>「白杖の補装具費の基準額の価格改正」</p> <p>視覚障害者にとって「目」となる白杖を、自己負担があることで所持することをあきらめ、それにより安全な移動ができなくなることを防ぐ必要がある。新型コロナ禍等により、輸送費や材料費が高騰し、白杖の値段も年々上昇している現状を鑑み、自己負担が発生しない金額に上限額を見直していただきたい。</p> <p>※参考資料 厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業)分担研究報告書「視覚障害者安全つえ・石突等の価格実態調査」</p>	全国身体障害者更生相談所長協議会【福島県障がい者総合福祉センター】
19	補聴器	<p>補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準において、例えば高度難聴用耳かけ型は43,900円、重度難聴用耳かけ型は67,300円となっているが、この価格は近年据え置かれたままとなっている。総務省が2023年7月に発表した2023年6月の2020年基準消費者物価指数を見ると、総合指数は105.2と約5%の上昇を認めている。また補聴器の販売状況として、障害者総合支援法購入基準該当品として販売されている機種と市販で販売されている同等の機能を持つ機種で価格の乖離が生じている。(例:リオネット補聴器耳かけ型:障害者総合支援法購入基準該当品HBA6H・43,900円、市販型同等品HBA6ES・105,000円)この現状を鑑み、基準価格を改定することが必要と考えられる。</p>	<p>補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準における補聴器やその修理項目の基準額を実状に合わせる必要がある。現在の輸送費や材料費の高騰を考えると少なくとも物価上昇分の上乗せは必要と考えられる。加えて、市販型補聴器の価格により近づける価格改定を行うことが好ましいと考える。</p>	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
20	補聴器	<p>補聴器はデジタル化により高機能化が進んでおり、難聴者の聞こえに合わせた細かい調整が必要となっている。</p> <p>聴覚障害者においては障害者雇用も進展し、障害者に対する理解も促進され、職場や生活環境も多様化が進んでいる。このようなことから、難聴者個々の聞こえや使用環境に合わせるための調整に係る時間は長くなっている。</p> <p>また、物価高騰により補装具費支給制度基準内の機器と同等の機能を持つ市販品との価格の差も大きくなっている。</p>	<p>左記について調査を実施し現状に即した価格の改定を要望したい。</p>	日本補聴器販売店協会
21	補聴器	<p>補装具告示にある購入基準の補聴器の価格は市場価格の1/4~1/3程度である。また、補聴器引き渡し後に部品交換を行う場合は、修理基準として価格が示されており、その費用を公費として請求することが可能だが、聞こえの改善を目指して補聴器の調整を行う場合は、告示に調整に要する価格の記載はないため、その費用の公費請求ができない。</p> <p>このように、補装具費支給制度を利用した場合、補装具事業者における補聴器販売時の利益は市場価格による利益と比較すると少ないと思われる。</p> <p>本市においては、その取扱いを行っている事業者13者のうち、補聴器の不良箇所の特定や調整に要するコストを回収できないこと等を事由として、ここ4年以内に2者が辞退し、更に、2者が今後の辞退について検討している事実があり、聴覚障害者の利便性が著しく損なわれるおそれがある状況である。</p>	<p>購入基準にある価格を市場価格と同等に改正し、修理基準の修理部位に調整に関する記載を追加することで、補装具事業者から見た補聴器販売に要するトータルコストの回収を可能にする。</p> <p>このことにより、補聴器を取り扱う補装具事業者の選択肢が確保され、聴覚障害者の利便性が向上する。</p>	全国身体障害者更生相談所長協議会【広島市身体障害者更生相談所】
22	重度障害者用意思伝達装置	<p>【物価上昇に伴う全商品の原価アップ】</p> <p>物価高による原材料費のアップに対して、価格への反映を行おうとすると、補装具費支給制度の支給上限金額を大きく上回ってしまう為、価格への反映が難しい。</p> <p>現状では製品価格を維持をしている為、収益が悪化し、事業の継続(製品の維持、新機能開発)が厳しい状況にある。特に修理項目では仕入れ商品が多く、仕入れ額がすでに支給上限額を上回っているものもあり、安定供給が極めて困難な状況である。</p>	<p>【物価上昇に応じた支給額上限の引き上げ】</p> <p>別途提出させていただいた、既製品器具価格計算シートにて提示させていただいたように、価格上昇率程度、支給上限額の引き上げをお願いしたい。</p> <p>これにより、製品の開発、維持を行え、安定供給を続けられる。</p>	日本障害者コミュニケーション支援協会
23	重度障害者用意思伝達装置	<p>重度障害者用意思伝達装置の固定台(自立スタンド式)については、物価高騰による製品値上げにより、基準額内で購入できる製品がない実情である。補装具費支給事務取扱指針では「機能追加を差額負担で認めることは適切でないこと」とされており、差額自己負担ではなく、特例補装具として取り扱わざるを得ない現状である。特例補装具として真に必要なを見極めるために、電動ベッドギャッジアップの角度やケア時の取り回し等、使用環境として代替手段はないのか等を訪問等で個別に検証し、判定会議により適否を慎重に判断している。検証日数や書類作成、判定会議等に時間を要する分、速やかな補装具費支給に支障を生じている。固定台(自立スタンド式)の令和5年度特例実績3件。</p>	<p>修理基準額の見直しもしくは、製品価格値上げに柔軟に対応可能な完成用部品への掲載。</p>	全国身体障害者更生相談所長協議会【仙台市障害者総合支援センター】

24	重度障害者用意思伝達装置	<p>意思伝達装置本体および入力装置について製造企業からの値上げが続く中、補装具事業者から「告示価格内での供給は難しい」との相談がこの一年増えている。特に視線入力装置については製造企業からの入荷価格よりも告示価格のほうが低く、「入れれば入れるほど赤字になる」との意見も寄せられている。</p> <p>また、修理費についても5万円以内に収まることはほとんどないが、告示価格を超えた修理費をそのまま認める根拠がないため、耐用年数内でも再支給せざるを得ない。</p> <p>補装具事業者から「差額自己負担を求めて良いか」との問い合わせには、引き続き告示価格内での供給をお願いしているところではあるが、4月に1社から意思伝達装置の取扱い停止の連絡を受けた。また他数社から、このまま商品値上げ分が告示価格に反映しなければ供給は難しいとの相談を受けている。</p> <p>本県の場合、人口規模が小さく、意思伝達装置のみならず、義肢・装具、車椅子の事業者がそれぞれ数社しかなく、1社の撤退は即障がい当事者への供給の遅れと、補装具事業者を探す市町の福祉行政担当者の負担増に直結してしまう。</p>	<p>意思伝達装置本体、入力装置および修理費について、各社製造企業の価格設定について調査していただき、適正に告示価格を定めていただきたい。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【福井県総合福祉相談所】</p>												
25	重度障害者用意思伝達装置	<p>2 重度障害者用意思伝達装置の「視線検出式入力装置」について</p> <p>重度障害者用意思伝達装置にかかる「視線検出式入力装置」は2種類あったが、アイテック社のTM5-Miniが開発中止になり入手できなくなった。現在、トビー社のPCEye5だけが国内において唯一入手可能なものとなっている。このPCEye5が値上げによって「220,000円」となり、支給基準「180,000」と4万円の乖離が生じている。「視線検出式入力装置」の利用者は、筋萎縮性側索硬化症など神経系の重度の身体障害者が想定され、喫緊の課題として、補装具費支給を迅速かつ的確に行えるよう告示価格は、市場価格の実態に即した設定にすべきと考える。</p> <p>※当県の対応</p> <p>視線検出式入力装置について、特に、筋萎縮性側索硬化症等の神経系患者は、意思伝達装置を使い続ける限り必ず必要となるものであり、値上げした当該品目しかないことを鑑み、特例補装具として全額公費負担の対象とするのはやむを得ないものと考えている。</p> <p>令和5年度8月18日現在、「視線検出式入力装置」に関して、3件の相談を市町から受けている。</p>	<p>障害福祉サービス等報酬改定が3年ごとに見直しされることに合わせて、支給基準の改定が行われるものと認識しているが、重度障害者用意思伝達装置利用者の現状を鑑み、その付属品である「視線検出式入力装置」の支給基準を改定し、迅速な補装具費の支給を通じ、誰もが安心して暮らせる社会の実現に資する。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【兵庫県立身体障害者更生相談所】</p>												
26	重度障害者用意思伝達装置	<p>昨今の物価高騰の影響を受け、重度障害者用意思伝達装置の本体固定具(スタンド式固定具)、入力装置(視線検出式入力装置)の価格見直しを行う旨、メーカーから通知があった。製品の定価が告示により算定した額を上回っており、今後上記補装具を必要とする利用者が差額を負担せざるを得ない状況となっている。</p>	<p>市場価格に見合った基準への改正</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【北九州市身体障害者更生相談所】</p>												
27	座位保持椅子	<p>車載用座位保持椅子(いわゆるカーシート)については、「YBカーシート(ヤスダブレース)」、「キャロット(SEEDS)」、「きさく工房カーシート」が購入されることが多い。</p> <p>現在の車載用加算額(40,700円)では不足が生じ、申請者の金銭的負担となっている。</p> <p>参考価格</p> <table border="1" data-bbox="304 1181 609 1344"> <tr> <td>YBカーシート</td> <td>81,400円</td> </tr> <tr> <td>キャロットⅢ</td> <td>126,000円</td> </tr> <tr> <td>キャロットⅢXL</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>きさくカーシートS</td> <td>116,000円</td> </tr> <tr> <td>きさくカーシートM</td> <td>117,600円</td> </tr> <tr> <td>きさくカーシートL</td> <td>119,200円</td> </tr> </table>	YBカーシート	81,400円	キャロットⅢ	126,000円	キャロットⅢXL	153,000円	きさくカーシートS	116,000円	きさくカーシートM	117,600円	きさくカーシートL	119,200円	<p>座位保持椅子の車載用加算額を実際の市場価格に見直すことにより、申請者の金銭的負担が解消される。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【千葉市障害者相談センター】</p>
YBカーシート	81,400円															
キャロットⅢ	126,000円															
キャロットⅢXL	153,000円															
きさくカーシートS	116,000円															
きさくカーシートM	117,600円															
きさくカーシートL	119,200円															
28	座位保持椅子、起立保持具	<p>京都府では、児童の補装具のうち、特に座位保持椅子(車載用)や起立保持具については、国の補装具費支給基準と比較して下記の通り支給価格に大きな乖離があり、特例補装具として認めるざるを得ない状況です。</p> <p>そのため、上記の補装具に関して申請があった場合、その都府、市町村において特例補装具としての支給に検討を要し、速やかな支給ができない問題があります。</p> <p>○ 座位保持椅子(車載用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度支給基準額65,000円(24,300+40,700(車載用)) ・特例支給実績額129,290円(中央値) 特例率81.7%(全120件中 特例98件) <p>○ 起立保持具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度支給基準額27,400円 ・特例支給実績額279,624円(中央値) 特例率100%(全40件中 特例40件) <p>※支給実績については別添資料1参照(京都府内市町村令和2年度~4年度実績)</p>	<p>座位保持椅子(車載用)や起立保持具について、支給基準額と支給額に大きな乖離があることから、実際の支給額の全国調査を実施し、支給基準額の見直しをしてください。支給基準額が実際の支給額に見直しが行われれば、申請者への速やかな支給に繋がることが期待されます。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【京都府家庭支援総合センター】</p>												
29	全般	<p>補装具全般において、価格の高騰により現在の補装具基準と実態が見合わなくなっている。</p> <p>特に、重度障害者用意思伝達装置をはじめとした、本体価格で構成されるものについては定価が基準額を超えた場合、対応に苦慮している。</p>	<p>完成用部品として認めるか、基準額を見直してほしい。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【川崎市総合リハビリテーション推進センター】</p>												

【物価高騰以外に関係する意見】

	種目	現状の問題	提案する解決策	提案団体
30	義肢	<p>●提案内容 大腿義足のソケット加算項目にMASソケットを追加及び加算価格の新設 現在、大腿義足のソケット加算項目で認められているのは、坐骨収納型ソケット加算とチェックソケット製作のための加算だけとなっている。世界的にも日本国内においても、以前からMASソケットが普及しており、当協会では会員にMASソケットの製作経験及び請求金額のアンケート調査を行った結果ではMASソケットを製作している会員企業は24社あり、請求金額は適当な請求項目が無いため坐骨収納型ソケットに準じているとの回答が多かった。しかしながら、MASソケットを正確に製作するには適合及び製作に相当の時間がかかり、既存の価格体系では採算が取れないとの意見が多数寄せられた。</p>	<p>MASソケットは、坐骨収納型ソケットの中の1つで、外観上前壁、後壁のトリムラインが低いソケットで、また長内転筋のリリースが十分配慮され、驚くべき義足側股関節の可動域を可能にしている。従来のソケットではターンテーブルが大変有用であったが、MASソケットでは、ある程度の回旋も可能となるので、ターンテーブルが必要であったが、膝継手軸の設定のためにターンテーブルを使用できなかった方々にも朗報である。また、殿筋を覆わないため、従来の坐骨収納型ソケットでは、健足側と義足側の臀部の形状に外観上大きな違いが生じていたが、MASソケットでは臀部の形状を大きく崩すことがないことも大きな長所である。文献(添付ファイル「reference1」参照)によると、歩行中のエネルギー消費が少なく優れているという報告もある。従来のソケットでは限界のあった座位から立位動作や仕事場面でのかがみ動作ができる。製作では、チェックソケット製作が数回必要であり、医療機関等の短時間での適合チェックだけでなく、チェックソケットやアダプターにカーボン補強をし、一週間程度日常での使用を経て仕上げる必要がある。つまり仮合わせに要する時間が通常の坐骨収納型ソケットの倍以上要するため、加算価格は2倍の117,400円が妥当と考える。MASソケットに見合う加算価格が算定されると、それに取組む企業もさらに増加し、上述のとおり大腿切断者のADL、QOL向上につながる。もちろん、高度な技術を必要とするためセミナー等を通し義肢装具士の技術向上も同時に図っていかねばならない。</p> <p>●添付資料 ①reference1、②reference1要旨、③MASソケット及び坐骨下支持ソケットのソケット加算について、④最新の義足の動向(日本義肢装具学会誌 Vol.36 No.2 2020)、⑤MASソケット(スライド写真)</p>	日本義肢協会
31	義肢	<p>(MASソケットおよび坐骨下支持ソケットのソケット加算についての要望) 1. MASソケットおよび坐骨下支持ソケット(NU-Flex SIVおよびNU-Flex SIS)について 現在、世界的に普及しつつあるMASソケットおよび坐骨下支持ソケットの伝達講習会が2018年より行われるようになり、日本でも普及の一途をたどっている。 MASソケットの機能は、IRCソケットでは限界であった股関節の可動域を拡大する。それにより座位から立位動作、かがみ動作が可能となり、日本人の和室の生活様式に優れたソケットの一つで、ADLの向上が期待できる(資料1)。また坐骨結節を10mm程度浮かせることによってこれまでのIRCソケットに比べ坐骨結節の過重負担が小さいため、坐骨結節周辺の過度の圧迫を回避する効果を持ち、文献では歩行中のエネルギー消費が少なく優れているという報告がある。 坐骨下支持ソケットは、ソケット内断端で主に体重支持を行うため、坐骨結節に荷重を掛ける必要が無い。そのため四辺形ソケットやIRCソケット、MASソケットよりもトリムラインを低くすることができ、大腿ソケットの中で最も股関節の可動域を確保することができる。またソケット近位部の断端が解放されるため、ソケット近位部の窮屈感および座位時の装着感に優れている。文献によるとIRCソケットと比較した場合、機能面での欠点が有意にないとの報告がされている。特に両側大腿切断者では、立位時の腰椎前弯の改善、歩隔の減少、座位での不快感の解消などメリットが高いとされている(資料2)。オリジナルのNU-Flex SIVはシールインライナーとバキューム装置を用いて製作され、NU-Flex SISは吸着バルブとシールインライナーを併用する。 2. MASソケットおよび坐骨下支持ソケット(NUFLEX SIVおよびNU-Flex SIS)の加算の必要性について MASソケット製作ではIRCソケットに比べ、平均2回のチェックソケット製作が必要であり、義肢製作施設や病院での適合チェックだけでなく、1週間程度日常での使用確認を行い仕上げる必要がある。またチェックソケット使用時に不具合が発生した場合は、再度ソケットを調整し、さらに1週間程度の使用確認が必要である。さらにこれらの安全性を確保するためにチェックソケット製作時にはソケットの近位部の補強ならびにソケットと支持部及びアダプタ部等の補強が必要となる。 坐骨下支持ソケット製作では、IRCソケット同様にチェックソケットを製作し適合が行われるが、坐骨結節周り近位部の製作(採型・陽性モデル修正)を行う必要がないが、IRCソケットとは異なりソケット内断端で体重支持を行わなければならない。こうしたソケット仕様においてソケット適合ならびに安定した歩行の確保が可能か判断するために、日常生活で1週間程度の使用確認が必要である。そのためチェックソケットと支持部、アダプタ部等を補強する必要がある。 しかし、現行の補装具費支給基準ではこれらの項目についての加算要素が組み込まれていない。</p>	<p>(MASソケット及び坐骨下支持ソケットに関する加算要素の根拠) 現行の補装具費支給基準では、IRCソケットの基本価格における加算要素は58,700円となっている。MASソケットでは、上記のようにIRCソケットに比べ平均2回のチェックソケット製作が必要となる。また1週間程度、日常での使用確認等を行う必要があるため、その間の安全性を確保する目的でチェックソケットの製作および組み立てる際の支持部とアダプタ部等を補強にする必要がある。したがってその費用としてソケット加算をIRCソケットの倍の117,400円を要望する。 坐骨下支持ソケットでは、チェックソケット製作および適合はIRCソケットに準じて行われる。IRCソケットのようにソケット近位部の製作(採型・陽性モデル修正)は行わないが、その分ソケット内断端で体重支持を行うため、日常生活で1週間程度の使用確認し、ソケット適合ならびに安定した歩行の確保が可能か判断する必要がある。そのためチェックソケットと支持部、アダプタ部等の補強が必須となり、したがってこれらの費用として坐骨下支持ソケット加算は、IRCソケットと同額の58,700円を要望する。</p> <p>参考: MASソケット及び坐骨下支持ソケットの伝達講習会の受講者数 1) 当協会主催におけるIRCソケットの技術講習会は、2009年より開始し、毎年6名の義肢装具士に3日間のコースを開催しており、これまで約100名が受講している。MASソケットに関しては、メキシコのMarlo Ortiz氏による講習会が2008年に東名ブレース株式会社、2010年に株式会社啓愛義肢材料販売所とそれぞれ1回開催しており、その後、神戸療福社専門学校三田校が2016年、2022年にそれぞれ1回開催し、これまでに総計約50名受講している。 2) 坐骨下支持ソケットは、ノースウェスタン大学のStefania Fatone氏らによる講習会が、神戸医療福祉専門学校三田校で2017年(1回)、2018年(2回)、2019年(1回)に合計4回開催され、総計60名が受講している。</p>	日本義肢装具士協会
32	義肢	<p>●提案内容 大腿義足のソケット加算項目に坐骨下支持ソケットを追加及び加算価格を新設 現在、大腿義足ソケット加算項目で認められているのは、坐骨収納型ソケット加算とチェックソケット製作のための加算だけとなっている。世界的にも日本国内においても、以前から坐骨下支持ソケットが普及しており、当協会では会員に坐骨下支持ソケットの製作経験及び請求金額のアンケート調査を行った結果では、坐骨下ソケットを製作している会員企業は26社あり、請求金額は適当な請求項目が無いため坐骨収納型ソケットに準じているとの回答が多かった。このため、大腿義足のソケット加算項目に坐骨下支持ソケットを正式に追加するよう多数の意見が寄せられた。</p>	<p>坐骨下支持ソケットは、坐骨結節を支持しないことにより、もっとも股関節の可動域が拡大し、座位での坐骨結節の突き上げも生じない。文献(添付ファイル「reference2」参照)によると坐骨収納型ソケットと機能面での優れた欠点がないとの報告されている。特に両側大腿切断者では、立位時の腰椎前弯の改善、歩隔の減少、座位での不快感の解消などメリットが高い。ソケット製作においては坐骨収納型と同程度であり、坐骨下支持ソケット加算は坐骨収納型ソケットと同額の58,700円とすることが妥当と思われる。坐骨下支持ソケットの加算価格が算定されると、それに取組む企業も増加し、上述のとおり大腿切断者とりわけ両側大腿切断者のADL、QOL向上につながる。もちろん、高度な技術を必要とするためセミナー等を通し義肢装具士の技術向上も同時に図っていかねばならない。</p> <p>●添付資料 ①reference2、②reference2要旨、③MASソケット及び坐骨下支持ソケットのソケット加算について、④最新の義足の動向(日本義肢装具学会誌 Vol.36 No.2 2020)、⑤坐骨下支持ソケット写真1~3</p>	日本義肢協会
33	義肢、装具	<p>補装具の申請はそれを利用する障害者の申請により、支給決定がなされるが、その過程で市町村あるいは更生相談所より多くの書類提出を求められる。 さらに最近では、市町村や更生相談所に補装具に関する専門的知識を持つものが少なく、かつ更生相談所自体の業務効率化のため、理由書等の関連書類の種類と提出量も増えている。例えば、直接判定の代わりに医師の意見書の提出が必要であったり、東京都では部品の修理の際には、修理変更理由書を義肢装具士が作成して提出することが申請すべてに必須となっている。また完成時には来所判定の代わりに適合証明書や修理完了証明書の提出を求める自治体もある。これらの中には写真の添付が必要であったり、その資料作成は短時間で済むことは少なく、件数を積み重ねるとかなりの業務量になる。また、作成資料の内容は障害者の障害状況と補装具に関する専門的知識が必要である。 しかしながら、これら資料作成は高い専門技術を要する作業であるにもかかわらず、その対価はなく、医師をはじめとする医療専門職が無償で対応しているのが現状である。特に義肢装具製作事業者にとっては、本来の製作適合作業に加え、文書作成作業が加わるため、業務を圧迫する状況である。</p>	<p>医療専門職が作成する文書は、申請者の利便性および行政業務の効率化のために、本来は申請者もしくは行政側の要請により作成するものであるから、その対価は申請者もしくは行政が負担すべきものである。したがって「支給にかかる文書料」を新たに設定することを提案する。 具体的な対価としては、病院における診断書の平均額が2265円(※)、身体障害者申請診断書が5000円であることを考慮すると、2000円~5000円が妥当である。 対象となる書類は ・意見書 ・修理変更理由書 ・適合証明書 等が挙げられる。加えて、これらの様式は自治体により異なるため、全国統一の様式が望まれる。 費用負担は申請者もしくは行政の負担であるが、利用者負担の上限が定められているため、申請者が一時立替払いをして、行政より還付されることが望ましい。 このような行政の要請による業務に対して適切な対価が支払われることは、支給制度に対する専門職側の信頼を向上させ、制度の運用が円滑に遂行されることが期待される。 ※参考資料: 2007年医療機関における文書料金実態調査(産労総合研究所・付属医療経営情報研究所)</p>	日本義肢装具学会 日本リハビリテーション医学会 日本整形外科学会

36	義肢、装具	<p>補装具支給制度における義肢装具は、通常は医療において治療用として製作された義肢装具の後に、生活に必要なものとして支給される。</p> <p>しかし、その支給手続きにおいては、市町村で申請受付後、更生相談所での判定、審査の後に支給決定されるため、数ヶ月の長い時間がかかってしまう。</p> <p>一方、義肢装具利用者は病院でのリハビリテーションの過程で製作した治療用義肢装具を使用して、退院後の日常生活を送るものの、入院生活と日常生活の変化により、治療用義肢装具が不適合となり、日常生活での機能低下を招く場合が少なくない。特に、義足においては、義足歩行に伴う断端の成熟が入院期間の短縮により、訓練期間内では安定せず、退院後も変化し続けるため1)、ソケットの不適合により義足歩行が困難となる場合がある。最近では、そのような状態でありながら、制度の周知不足、手続きの遅延により義肢装具の再製作にたどり着かない例が散見され、「義肢装具難民」と呼ばれ社会問題化している。</p> <p>この問題に対しては、使用する義肢装具を治療用から更生用へ速やかに移行する必要があるが、上述したように行政の手続きにより時間がかかることに加え、「本義足の製作は退院から6ヶ月あるいは1年たってから」という根拠のない通説により申請を受け付けられない行政側の対応の姿勢にも問題があると考えられる。</p> <p>1) 三ツ本敦子、中村隆、山崎伸也、三田友記、久保勉、飛松好子。義足使用に伴う下腿切断者の断端周径変化。国リハ研紀。33, 2012, p.21-26.</p>	<p>更生用義肢装具の製作は公的費用負担が大きいので、少なくとも義足ソケットのようなインターフェースの交換のみについて、更生相談所を経ずに市区町村の判断で決定できるようにすることを提案する。</p> <p>交換部分が治療用義肢装具と同じ形式であれば、すでに治療用装具としての実績があるため、更生相談所の医学的判定が不要となる。また、申請者の意見だけでなく、少なくとも医師の判断があればその必要性も担保できる。</p> <p>市町村の判断による支給決定は2週間程度で実施可能である(更生相談所を経由すると2~3ヶ月を要する)と報告2)されているため、制度運用を柔軟に改正すれば更生用を入手するのに数ヶ月あるいは1年も待たされることはなくなり、リハビリテーションで獲得した機能を維持することが可能となり、いわゆる「義肢装具難民」も激減すると期待される。</p> <p>2) 厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業」公益財団法人テクノエイド協会</p>	日本整形外科学会
37	装具	<p>「3修理基準(3)装具 修理項目 オ その他の交換・修理(ア)修理部位 靴型装具」について</p> <p>「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の装具の修理基準(3)装具 修理項目 オ その他の交換・修理(ア)修理部位において、靴型装具「本底交換、足底挿板交換、半張交換、踵交換、積上交換、底張かけ交換、ファスナー交換、及び細革交換」の修理項目名、及び価格が示されている。</p> <p>一方、全国身体障害者更生相談所長協議会では、「更生相談所長」「学識経験者」「更生相談所長が推薦する補装具判定について実績のある者」で構成する「補装具判定専門委員会」を設置し、判定困難事例等に対する考え方、基準解釈、疑義等に対する助言、回答を行っており、平成29年1月24日付の相談に対し、各修理項目の内容について、別紙1のとおり回答があった。</p> <p>東京都では装具修理については、各実施機関判断としている。各実施機関から靴型装具の修理基準内容についての問合せが多く、各補装具事業者の見積りの内容もバラつきがある現状である。</p>	<p>補装具判定専門委員会からの回答通りであった場合、見積りを作成する補装具事業者、及び支給決定する各実施機関が判断しやすい文章にしていきたい。</p> <p>備考欄に「半張交換、踵交換、積上交換、底張かけ交換、ファスナー交換、及び細革交換」についても補足説明を加えていただきたい。</p> <p>備考欄文章が明確になることで、補装具事業者が見積り作成時に統一されるだけでなく、見積りを受理した各実施機関が支給決定時に判断が容易になり、申請者に対してスムーズな修理支給決定が可能となる。また、問合せがあった際、基準表の表記を基に正確に回答できるようになる。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会</p> <p>【東京都心身障害者福祉センター】</p>
38	装具	<p>既製品装具の価格に関する取り扱いについて、基準額を積み上げ算定すると、販売価格よりも高額になってしまう。そのため、実際の販売価格を採用しようとすると、今度は事業者によって販売価格に差が出てしまい、公費として支出する観点から公平性に欠けている。</p> <p>別制度ではあるが、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」で示されている既製品装具の価格は補装具費支給基準告示価格よりも全体的に低価格で設定されており、補装具費支給制度として参考とするのは現実的に難しい。</p> <p>装具も既製品の取り扱いが一般化してきたが、その一方で制度が追いつかず、取り扱いについて指針となるような根拠がない。</p>	<p>例えば既製品の治療用装具のように、「補装具費支給制度の対象となる既製品装具の運用リスト」を作成することにより、既製品装具に関する明確な基準を設ける。それにより、適正な公費支出が保たれる。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会</p> <p>【山梨県障害者相談所】</p>
39	装具	<p>令和4年3月17日に通知された「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」では、既製品の治療用装具がリスト化されており、各々の基準価格が明記されている。しかし、障害者総合支援法では、従来の通り「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」を基にして、既製品の支給決定をすることとしているため、同一製品であるにも関わらず、治療用装具と更生用装具で支給している価格に差異が生じている。このことから、補装具業者が誤って治療用装具の金額を用いて見積書を作成しているケースが散見されており、本市では、その都度更生用装具の支給基準に沿った見積書に差し替えするよう求めている。</p>	<p>既製品の取扱いについて、同一製品であれば、治療用装具と更生用装具の金額を同額にするべきと考える。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会</p> <p>【札幌市障がい者更生相談所】</p>
40	装具	<p>現在、デジタル画像を用いた義肢装具士による装具装着部位の投影図、3次元形状の獲得はその後のコンピューター上での設計(CAD)とあわせ実用化されている。デジタル画像による方法はギプス包帯等の使用に比べ形状獲得時の使用者への身体的負担も少なく、当然に廃棄物による環境負荷も少ない。デジタルデータの即時伝送により製造作業の着手時間も早くなり、従業者の働き方改革にも資する。また、デジタル画像のコンピューター上での修正作業は地域を問わず、在宅でも対応が可能であるので、義肢装具士の働き方改革、雇用の継続、多様性にも資するものである。設計データに基づき従来の製造方法による製造が行われることから、デジタル採型、採寸が直接的に補装具の完成時の安全性にも影響を与えるものではない。また、将来的に補装具の作り替えが必要になった場合など、保存データを利用することも容易であり、移動手段が限られる高齢の装具利用者の負担を軽減することも可能である。しかしながら、現在の基準では、採型はギプス包帯によるものとされており、デジタル画像を用いた採型が実施し得ない。</p> <p>あわせて、今後少子化を含め採型を行う義肢装具士、製造を担う製作技術者の減少が予測されること、特に過疎地において補装具に関わる人材(医師・看護師含め)が確保できない状況が顕著になること容易に想像できる。デジタル活用により、投影図、形状獲得、設計工程と製造工程と分業が容易となり、補装具利用者の居住地に関わらず、品質や納期面で等しい補装具の供給が可能となる可能性を有する。あわせて、デジタル画像を用いた本人、家族、医師、理学療法士、義肢装具士による使用者と他職種とのカンファレンスも可能となる、これらのことから、デジタル機器利用を前提とする採型・採寸基準が早急に定義されることが必要である。</p>	<p>基本価格の採寸、採型の見直し。デジタル機器による形状獲得、寸法獲得を可能とする。(これは、補装具費支給基準に直接関わるものではないことは理解しているが、医療機関が処方する際に義肢装具士を指導することで得る処置点数(採型・採寸)においてもあわせて見直していただくことが望ましい。)また、デジタル技術による採型は採型(上述の通り、デジタル採型データの製造は、3Dプリンティング等によるものではなく、従来の陽性モデルを起こす工法により装具が製造される為)としてカテゴライズされることが好ましい。</p>	<p>日本福祉用具・生活支援用具協会</p>
41	座位保持装置	<p>座位保持装置については、座位保持装置完成用部品の屋外用大車輪を構造フレームとして、製品ごとの車椅子のフレームにより車椅子機能を有する座位保持装置(座位保持機能付き車椅子)として販売されるものがある。補装具の種目ごとの対象については、座位保持を図るためのものは座位保持装置、移動を図るためのものは車椅子として、それぞれに支給するものであるが、移動を図る必要があるなか、座位保持についても安定を図る必要があることについては、座位保持を図るための付属品を取り付けた車椅子として作製することとなるが、座位保持機能付き車椅子として販売されるものによっても、車椅子と同等に移動が図られることがある。</p>	<p>車椅子機能を有する座位保持装置として販売されるもの(座位保持機能付き車椅子)が、車椅子と同等に移動が図られることが認められる場合については、同等安価の原則により、座位保持装置を車椅子の役割りとして支給できるものとする。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会</p> <p>【滋賀県立リハビリテーションセンター】</p>
42	座位保持装置	<p>補装具費支給基準 座位保持装置 1購入基準(4)座位保持装置 エ製作要素価格(ア)支持部 上部部位の名称が上肢支え(片側)と前腕・手部支え(片側)と記載されているが、イ身体部位区分において上肢の図のとおり、前腕・手部は上肢に含まれる部位と解釈できる。また、価格においても前腕・手部支え3900円に対して上肢支えは3500円となっており上肢全体を支持部とした方が安価となっている。上肢全体を支持するケースにおいて上肢支えと前腕・手部支えの両方を見積計上されることが多く、標記のとおり上肢支持に対しては前腕・手部支えは削除修正を依頼しているが、価格根拠についても説明困難となっている。下腿部、足部については部位が分かれて表記されており、下腿支え、足台の左右をそれぞれを作成する場合、下腿・足部(片側)基本価格を1950円×2まで計上可能で支持部作成についても下腿部、足部の両方を作成可能と理解しているが、上肢については名称は2つに分かれているが部位は1つに表記されており体幹部、骨盤大腿部と同様に1つの名称のみを計上可能と認識しているが、この解釈で正しいのか?</p>	<p>現状の表記で上肢支えと前腕・手部支えを作成図例などで分かりやすく周知する。または、上部部位で上肢支えと前腕・手部支えの両方の計上が可能なのであれば、上肢支えの名称を上腕支えと名称変更し、基本価格の計上ルールの周知徹底が必要と思われる。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会</p> <p>【大阪府障がい者自立相談支援センター】</p>

43	座位保持装置、車椅子、電動車椅子	<p>テーブル関係の価格、運用、テーブル取付部品の新設について検討をお願いしたい。</p> <p>現在車椅子、電動車椅子が『テーブル』という名称で@10900、座位保持装置は『カットアウトテーブル』という名称で@14000、さらにクッション張りは@4200の加算が認められている。</p> <p>車椅子、電動車椅子のテーブルは既成品のテーブル(写真1)が想定されていると考えられるが、座位保持装置のカットアウトテーブル(写真2)は、段ボール(写真3)を使用して型紙を作成し、合板(写真4)を1枚1枚お客様に合わせてオーダーカットをしたうえで製作しているのが現状である。</p> <p>さらに、これらのテーブル類を車椅子や座位保持装置上に固定するためには、車椅子、座位保持装置共に取付するためのアタッチメント(写真5)が必ず必要となり、取付作業にも穴あけ加工や位置決めといった作業が必要で一定の時間を要する。</p> <p>写真6はテーブル専用の金具を使用して車椅子に固定した例だが、現行のテーブル価格(@10900)のみで既製品のテーブルとは言えども、金具を使用して車椅子への取付作業を行った時点で全く採算が合わない価格設定となっている。また、カットアウトテーブルはまず利用者のもとを訪ねて段ボールで型紙を製作し仮合わせを実施、その後、型紙に合わせて合板をカットして仕上げを行う形状、幅、奥行きに至るまで「完全オーダーメイド」である。</p> <p>さらに、クッション張り(写真7)は合板表面に30mm~50mm程度の軟性ウレタンを貼り付け、それに合わせたファスナー付のカバー(写真8)を作成。このカバー作成も当然型紙などは一切なく、一枚一枚完全オーダーメイドでの縫製作業となっている。</p> <p>主力の材料が合板と言えども、一般社会で木工品をオーダーメイドで製作したらこのような金額での製作は到底不可能であり、現行の告示価格はあまりにもかけ離れていると考えます。</p> <p>運用面の課題は現在テーブルは車椅子、電動車椅子では既製品、座位保持装置ではオーダー加工品が想定されていると思われるが、現状では補装具の種目に関係なくオーダー品の「カットアウトテーブル」が要求されている。特に車椅子と座位保持が同時支給されるケースなどでは、座位保持装置ではオーダー製作するのに対し、車椅子では既製品の納品が許されるわけがなく、カットアウトテーブルを2枚納品しているのが現状である。こうした背景から車椅子、電動車椅子の設定金額で座位保持装置同様のオーダー製作の依頼が来た場合は、全ての事業者で赤字になっていると思われる。</p>	<p>まず大前提として車椅子のテーブルについて、定義を明確に示す必要があります。上記のとおり、実態は車椅子のテーブルと座位保持装置のカットアウトテーブルが同様のものと捉えられているためです。</p> <p>テーブルとは別に『テーブル取付け部品(交換)』の項目新設の検討を要望します。修理時に取付け部の金具やガイドレールなどのテーブルを使用する上で必須となる付帯部品を交換する場合もあり、非常に有効かと思われます。また、昨今の物価高騰で合板をはじめとする木工関係資材は大幅な高騰が続いているため、根本的な価格見直しが必要であることから、種目に関係なく価格の見直しを求めます。価格はここ数年多くの事業者からテーブルの完成用部品が登録されており、この登録されている価格帯が適正価格の最低ラインであると考えます。また、これは昨年提案したの特殊形状クッション同様に、車椅子と座位保持装置の修理項目の相互乗り入れを可能にするといった柔軟な制度運用が必要かと思えます。</p>	日本車椅子シーティング協会
44	補聴器	<p>一人ひとりのきこえにあった音質が入るデジタル補聴器は福祉型補聴器よりもはるかに高額で、デジタル補聴器が必要な人の差額の負担が大きく、価格を気にしてグレードを下げることも多い。また、補聴器のマイク等がbluetooth対応出来るためには、オプションで別のデバイスを買う必要があり個人負担が大きい。</p>	<p>性能に限られる福祉型補聴器だけでなく、デジタル補聴器を過大な負担なく購入出来るように助成上限を引き上げる。また、補聴器のマイク等がbluetooth対応出来るオプションについても補助対象としてほしい。</p>	全日本ろうあ連盟
45	補聴器	<p>現状の課題</p> <p>①支給対象の各々の補聴器の性能にばらつきが大きい</p> <p>②販売店が補聴器を紹介するが、取り扱う補聴器メーカーの幅にばらつきが大きい。</p> <p>この状態では、当事者が自分の聴覚や生活のパターンに合わせた補聴器の選択が難しい。</p> <p>難聴は感覚機能の障害のため、一人ひとりのきこえ方が異なる。この中で、Bluetoothやテレコイル、FMワイヤレス機器といった補聴援助機器類は、音源からの音声が入るため、良好なきこえが得られる。</p> <p>集団補聴装置として有用な機能はヒアリングループ(磁気誘導ループ)やFMワイヤレス機器が対象となるが、FMワイヤレス機器の場合は専用の受信機が必要である。Bluetoothはオンラインでは有効だが、対面での有用性がまだ未知数である。ヒアリングループは大人数での集団補聴にも対応し、テレコイル機能がついている補聴器であれば、簡単にセットアップして視聴できる。(参考:集団補聴システムの普及実態に関する調査研究報告書、令和元年、厚生労働省)</p> <p>ところが、難聴当事者の多くは、当事者団体による紹介や、実際に利用する機会を経てその有用性を確認する機会が多く、医療機関や販売店から紹介を受けるケースが非常に少ないという調査結果がある。</p>	<p>すべての補聴器が同等の性能を搭載することが望ましいが、現行法では急な改善が難しいと思われる。</p> <p>まず、当事者の生活の質改善に必要な以下のワイヤレス機能について購入時に、医療機関や販売店から紹介を受け、調整していただける形(義務化)にしていただければと思います。</p> <p>・テレコイル機能</p> <p>5年前にデジタル補聴器加算(2000円)が新規設定されております。必要であれば、新たにテレコイル調整加算を設定してもよいかと考えます。この機能は、大人数の集会で音源の音が直接当事者の耳に届くため、非常に明瞭に聞き取ることが可能になります。その結果、難聴当事者の生活の質向上を確実に実現できると考えます。</p> <p>また耳穴型の補聴器にはオプションでテレコイル機能を搭載できるよう配慮が望ましいと考えます。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
46	補聴器	<p>補聴援助システムとして使用される受信機、オーディオチューン、ワイヤレスマイクは令和4年3月の告示からデジタル方式が採用され、現状に即した内容に改訂されたが、その対象が重度難聴者用耳かけ型補聴器と使用している場合に限定されている。しかし補聴援助システムは重度難聴者のみならず、高度難聴者や軽・中等度難聴者にとっても雑音下での聞き取りが改善することが報告されており(LindaM.Thibodeau, J Am Acad Audiol, 2020 June ; 31(6): 404-411.), 重度難聴者にその対象が限定されていることは、教育面、職業面などで補聴援助システムの使用が適切と考えられる高度難聴者にとって、特例補装具の申請を行う必要が生じるなどの不利益が生じている。</p>	<p>補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準における、補聴器の欄の備考に記載されている「重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチューン、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表の範囲内で必要な額を加算すること」と記載されているのを、「重度・高度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチューン、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表の範囲内で必要な額を加算すること」に改訂すべきと考える。これにより聴覚障害が認定された者で教育面、職業面などで補聴援助システムの使用が適切と考えられる場合に迅速な対応が可能となる。</p>	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
47	補聴器	<p>補聴器や人工内耳だけでは聞き取りが難しい場所や場面(学校や教室での授業や講義、会社での会議やミーティング、大勢での会食など)で、より快適な聞こえをサポートできる「補聴援助システム(ロジャー)」を必須とする聴覚障害児・者が多数いる。</p> <p>デジタル型補聴システム(ロジャー)は特例補装具扱いとなっているため、時間が要してしまう現状。特に者の特例補装具は、更生相談所や本庁(県)との協議が必要なため、支給決定まで時間を要することや支給不可になることがある。</p>	<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法により、特例補装具でなく、基準内に変更すべきである。</p> <p>また、市町村自治体による格差が出ないようにするには、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正を行い、明記する必要がある。</p>	全日本ろうあ連盟
48	補聴器	<p>【デジタル方式補聴システムの加算対象について】</p> <p>デジタル方式補聴システム(以下、ロジャー)は、重度難聴用耳掛け型の加算対象となっている。</p> <p>当所では高度難聴用補聴器の対象の方がロジャーを希望する場合があります、その都度、特例補装具として対応している。</p> <p><参考></p> <p>当所での概ね過去3年間の実績について(横浜市、川崎市、相模原市を除く県域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度難聴用補聴器の対象の方のロジャーの取り扱い総数 ・()内数は、児童補装具の技術的助言依頼、及び来所のロジャーの取り扱い件数 <p>令和2年度; 12件(9件)</p> <p>令和3年度; 13件(9件)</p> <p>令和4年度; 19件(16件)</p> <p>令和5年度; 6件(5件) *集計途中</p> <p>※令和元年度末頃からのコロナ流行の影響で、マスクやアクリル板を使用する場面が増え、今までロ元の確認等で視覚的に聴力を補っていた軽度・中等度難聴の方や、高度難聴用補聴器の対象の方から、両耳装用やロジャーの相談が増えた。</p> <p>当所の過去3年分のデータは何れも20件未満だが、児童補装具については市町村の支給決定が可能な為、当所への相談前に「重度難聴用」の加算対象であることを理由に高度難聴用の方の相談を市町村が断っているケースもあると推測される。</p>	<p>①「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」にある「重度難聴用耳掛け型」の明記を外す。</p> <p>(これにより、高度難聴用の方でも必要性が確認できれば、本来ロジャーが必要な方にスムーズに支給できるようになることが期待される。</p>	全国身体障害者更生相談所長協議会 【神奈川県立総合療育相談センター】

49	補聴器	<p>補聴器備考欄の変更(受信機、ワイヤレスマイクの対象範囲の変更)</p> <p>購入基準「補聴器」の備考欄には、「重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。」とある。そのため、「重度難聴用耳かけ型」以外の高度難聴用補聴器に付加するワイヤレス補聴援助システムに関する申請は、特例補装具として取り扱うため、支給決定に時間を要している。</p>	<p>ワイヤレス補聴援助システムは、「話し手と聞き手の距離が遠い」「周囲に騒音や反響音がある」「複数人との会話」に有効とされている。この効果は補聴器の問題点を補うものであり、重度・高度に区別される難聴の程度に関係なく、個別の聞こえ(語音明瞭度や音源定位、聴きとる音を選択する機能など)によって、必要となるものとなっている。</p> <p>当市では、高度難聴用補聴器や人工内耳にワイヤレス補聴援助システムを付加する場合、特例補装具として検討している。このため、まずは区で医療機関等から障害の現症、生活環境等関する事前聴取を行い、真に必要な状況を判断するため、重度難聴用補聴器装用者に比較し、30～60日間の期間を余計に要している。</p> <p>現行基準の変更により、支給決定を適正、迅速に行うため、現状に見合った基準(備考欄の「重度難聴用耳かけ型で」を削除する、人工内耳に付加する補聴援助システムを購入基準に追加する等)を検討していただきたい。</p> <p>《特例補装具として取り扱ったワイヤレス補聴援助システム支給実績》</p> <table border="1" data-bbox="1083 409 1877 498"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>*高度難聴用補聴器に付加するもの</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>*人工内耳に付加するもの</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	*高度難聴用補聴器に付加するもの	4	4	3	*人工内耳に付加するもの	11	15	19	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【横浜市障害者更生相談所】</p>
	令和2年度	令和3年度	令和4年度													
*高度難聴用補聴器に付加するもの	4	4	3													
*人工内耳に付加するもの	11	15	19													
50	補聴器	<p>耳あな型補聴器の支給基準は、「高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる」とされているため、重度難聴用耳かけ型との差額自己負担による重度難聴用耳あな型の支給は認められていない。</p> <p>高度難聴用と重度難聴用で、差額自己負担の可否に差が生じ、不均衡がある。</p>	<p>補聴器の購入基準に重度難聴用耳あな型を含める。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【岡山県身体障害者更生相談所】</p>												
51	補聴器	<p>聴覚障害は両側の聴力低下があつて身体障害者手帳を取得しているが、補装具費支給制度では原則補聴器は片耳の支給となっていることに対しケースの方から意見・要望が寄せられている。他の補装具では障害された機能を補完するために両側の障害であればその両側ともに支給することが可能となっている(例:両下腿切断の場合には、両側の義足を支給)。</p> <p>補装具費支給事務取扱指針の「第21(5)補装具費の支給対象となる補装具の個数について」の項目には、「(略)原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認められた場合は、2個とすることができ(略)」とされている。補聴器の支給に関しては片耳に支給を行い、職業上または教育上等、補聴器に両耳が必要であることが認められれば2個支給をし、両耳装用とするに留まっている。</p> <p>※聴覚障害以外の補装具両側交付の具体例</p> <p>他の補装具に関しては身体障害者福祉法で定められている、施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」に対象となる障害が記載されていれば、補装具費支給制度で定めている種目内で職業上又は教育上に該当しなくても2個支給している(例:両側下腿切断の場合は左右それぞれで計2個支給)。そして、両側障害があり、職業上又は教育上で必要性が認められる場合には、必要な物を両側で支給している(例:両側下腿切断左右それぞれ2個+職業上必要な義足2個となり、計4個)。</p>	<p>聴覚障害の手帳で両側障害されていることが示されているため、両耳支給(2個)を原則としていただきたい。</p> <p>さらに次の2点からも両耳支給を要望する。</p> <p>①補装具費支給事務取扱指針の「第11 補装具費支給の目的について(1)」の項目には「(略)失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、(略)職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として(略)」とある。したがって、両側障害されているのであれば、両耳に支給することで日常生活の向上を図ることが可能と考える。</p> <p>②補聴器は片耳支給が原則となっているため、補聴効果が十分でない。補聴器を両耳装用することで、両耳聴効果(片耳より両耳の方が音が大きく聞こえる、音がどこから聞こえるか、多数の話し声が聞こえている状況でも必要な音声を聞き取れる等)が得られ、日常生活の向上が図れる(例:車の近づく音が聞こえるため危険回避が可能、外出時の騒がしい場所でのコミュニケーションがとれる等)ため、補聴器を両耳装用すること生活上必要と考える。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【千葉県東葛飾障害者相談センター】</p>												
52	補聴器	<p>現在の補聴器の修理は修理が完了するまで1週間程度かかる。</p> <p>その間、利用者には代替機を貸し出して対応している。</p> <p>代替機は事業者の負担で用意しており、調整も必要である。</p>	<p>修理にも調整の負担を加味した価格の改定を検討いただきたい。</p>	<p>日本補聴器販売店協会</p>												
53	補聴器	<p>補聴器・人工内耳装用者に対し、デジタル補聴援助システムが、障害の状況、生活環境、就学・就労の保障等について勘案のうえ、真に必要なと判断される場合には、特例補装具として支給しうるとされている。</p> <p>しかしながら、視覚及び聴覚両方に障害のある盲ろう者の多くは「就労」ができず、在宅での生活を余儀なくされている。多くの自治体では、「就学・就労」を支給の必須要件としていることから、「就労していないこと」を理由として、盲ろう者に支給しない自治体が多く見受けられる。</p> <p>また、FM補聴システムは、ほとんどが製造・販売が中止となり、入手しづらい状況にあること、また、周波数帯が同じものが近くに複数あると混信を引き起こし、聞き取れなくなるといった不具合がある。</p>	<p>デジタル補聴援助システムは、FM補聴システムのように混信が起きることもなく、日常生活や社会生活のあらゆる場面で補聴効果が高く、また、盲ろう者向け通訳・介助員による支援においても情報を速く伝えられる等、効率のよいサポートが期待できる。</p> <p>盲ろう者には「就学・就労」を必須条件とせず、デジタル補聴システムを利用することで日常生活において有効であると判断される場合には、視覚と聴覚の二重の感覚障害であることを踏まえ、障害状況や生活環境を重視したうえで、支給するようにすべきである。</p>	<p>全国盲ろう者協会</p>												
54	補聴器	<p>骨導式の補聴器について、現状の告示では、「骨導式ポケット型」「骨導式眼鏡型」が記載されている。しかし、</p> <p>①骨導式ポケット型は部品の製造中止により新規作製ができない状況にある。</p> <p>②骨導式眼鏡型は、基準額120,000円で購入できる製品がないため、東京都では特例補装具として最安価な販売価格までの支給を認めている。(参考:コルチートン社 TH-1105 215,000円)</p> <p>③骨導式ヘッドバンド型は、現状の告示には記載されていないため、特例補装具の扱いとなる。要件が明確であっても、更生相談所の直接判定を行っており、申請者に負担が生じている。(参考:スターキー社miniデジタル骨導補聴器 189,000円)</p>	<p>①については、支給済の骨導式ポケット型を使用している人がいることを鑑みると、修理部品の在庫がある限りは修理対応できる場合もあり、ただちに基準から外すことは適切でなく、現状のままでよいと考える。</p> <p>②骨導式眼鏡型の基準額を現状での最安価な製品の価格に引き上げる必要がある。</p> <p>③骨導式ヘッドバンド型を基準に加える。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【東京都心身障害者福祉センター】</p>												
55	補聴器	<p>【骨導式補聴器について】</p> <p>骨導式補聴器は「骨導式ポケット型」及び「骨導式眼鏡型」が基準に入っているが、同ポケット型については希望者無く、また市販もされていないことから数年判定依頼は無い。また同眼鏡型についてはコルチートンTH-1105があるが、リオネット補聴器によると軽度中等度向けであり、メーカー希望小売価格は片耳215,000円で基準額120,000円とはかけ離れている状況である。現状では、「骨導式ヘッドバンド一体型(オーダーメイド)」や「スターキー社製mini骨導補聴器(カチューシャ型)」の相談がほとんどで、必要性等を調査のうえ認められれば、特例補装具としての支給等を検討している状況である。しかし、「スターキー社製mini骨導補聴器(カチューシャ型)」は片耳使用タイプが189,000円、「骨導式ヘッドバンド一体型(オーダーメイド)」は90,000円台と価格差が大きい。カチューシャ型・ヘッドバンド型の基準価格をはっきり示す必要があると思われる。</p> <p>また軟骨伝導補聴器については、現状では基準外であり、必要性等を調査の上認められれば、特例補装具としての支給を検討しているが、リオンHB-J1CCは片耳分で300,000円(両耳分は510,000円)、リオンHB-A2CCの場合は片耳分で370,000円(両耳分は630,000円)であり、製品間のメーカー希望小売価格の差が大きい状況である。一方で昨今の状況は、処方できる医療機関が全国に行き渡り、製品の信頼性や実績が確立しつつあり、骨導式補聴器が適合不良の場合の非代替性を考慮すると、基準に組み込み基準額をはっきり示す必要があると思われる。</p> <p>※技術的助言及び判定件数 (令和2年度) 17歳ヘッドバンド一体片耳、39歳ヘッドバンド一体片耳、15歳ヘッドバンド一体片耳、<u>3歳軟骨伝導 両耳(非該当)</u> (令和3年度) 6ヶ月スターキーmini片耳、4歳スターキーmini片耳、17歳ヘッドバンド一体片耳、7歳スターキーmini両耳、17歳ヘッドバンド一体片耳 (令和4年度) 4歳スターキーmini両耳、36歳スターキーmini片耳、<u>4歳軟骨伝導式片耳</u>、22歳ヘッドバンド一体片耳、14歳ヘッドバンド一体片耳 ※平成30年度に、14歳軟骨伝導片耳の実績あり。</p>	<p>①骨導式ポケット型については、支給基準より外す(ただし発売されれば、すぐに復活していただきたい)</p> <p>②骨導式眼鏡型については、実勢価格に合わせた基準額へ変更</p> <p>③ヘッドバンド一体型(オーダーメイド)やカチューシャ型について支給基準に追加</p> <p>④軟骨伝導補聴器については支給基準に項目を追加(適正な基準額を設定)</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【神奈川県立総合療育相談センター】</p>												

56 補聴器	<p>告示では高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳かけ型、耳あな型レディメイド、耳あな型オーダーメイド等と名称が示されている。装用中の型式の調査では、耳かけ型RICタイプが43%、耳あな型28%、耳かけ型19%、ポケット型3%、集音器3%となっており(出典:一般社団法人日本補聴器工業会 Japan Track2022調査報告)、補装具費支給申請者の中にも耳かけ型RICタイプや耳あな型の希望者が一定数おり、需要の多さが伺える。</p> <p>だが、耳かけ型RICタイプは補装具費支給制度に当てはまる機種がほとんどなく、耳あな型は補装具費支給事務取扱指針の対象者例に合致しない者が多く、希望する補聴器の機種を選ぶことができない実情がある。さらに、近年は貼付け式補聴器など、従来の型式に分類できない補聴器も発売されてきており、型式での分類に支障が生じていると考える。</p>	<p>気導高度難聴用、気導重度難聴用、骨導式等の出力レベル及び伝導形式の型式での分類だけに留め、ポケット型、耳かけ型、耳あな型等の形状での分類は廃止し、申請者が希望する機種を選択できる形がよいと考える。それに伴い、基準額を例えば気導高度難聴用なら100,000円、気導重度難聴用なら150,000円のように設定し、修理額は重度障害者用意思伝達装置を参考に本体修理50,000円と一律に設定するのもありだと思う(現在の機種は充電式やBluetooth機能等、修理項目に当てはまらない機能も多いため、各項目を設定することに無理が生じてきている)。</p> <p>従来のような分類のままとするならば、補装具費支給事務取扱指針の耳あな型の対象者例を削除し、希望する補聴器を選択できるような形としたい。それに伴い、基準額の見直しをし、耳かけ型と耳あな型で同等の額としたい(市販機種では耳かけ型と耳あな型にさほどの差がないため)。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【千葉県中央障害者相談センター】</p>
57 補聴器	<p>軟骨伝導補聴器は、補聴器ではあるが、出力の測定方法がはっきりとした規格で定まっていなかったために、厚生労働省の通達により、現在は特例補装具での支給しか認められていない。そのため、支給決定に時間を要したり、骨導式補聴器との比較で支給不適となる場合がある。しかしながら、軟骨伝導補聴器の主な対象者は、外耳道閉鎖等の頭部・顔面の形態異常により通常の気導式補聴器が使用できない者である。福祉制度という観点からは、補聴器の選択肢の幅が非常に狭く、当事者の不利益になりうるという現状・問題がある。</p>	<p>はっきりとした規格がないとは言え、気導式補聴器や骨導式補聴器で使用する2ccカプラーや人工マストイドで測定した結果を出している論文も存在する。補聴器の購入基準に入れてほしい。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【川崎市総合リハビリテーション推進センター】</p>
58 車椅子	<p>車椅子クッションについて、現行の基準項目では判断が難しい。</p> <p>現在の告示では、フローテーションやゲルとウレタンフォームの組み合わせなどの項目名と金額のみが示されており、それぞれの項目の具体的な基準がない。現行の基準項目では明確に区別できない多種多様なクッションが出ているため、業者によって提示してくる基準項目が異なることがある。クッションが必要な車椅子の利用者は一定数いるため、公平な基準額の算定が必要である。</p>	<p>車椅子クッションの項目について、整理が必要である。具体的にどのクッションがどの構造にあたるのか、客観的に誰が見ても分かるように明記してもらいたい。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【山梨県障害者相談所】</p>
59 車椅子、電動車椅子	<p>【補装具費対象の記載】</p> <p>車椅子、電動車椅子の「リクライニング式」対象者の高齢化が進んでおり、姿勢保持装置の必要でなかった方も、加齢により座位保持が困難となったケースが見受けられる。特に、食事介助が難しく、従来その方が使用していた車椅子では、誤嚥などの事故のリスクも高い。ポジショニング調整のためにリクライニング式・ティルト式を申請しているが、リクライニング式に関してはア、イの項目において頸髄損傷、リウマチ性の障害等と記載されている。これが理由で、利用者によっては、リクライニング式の許可がおりにくくなっている。</p>	<p>リクライニング式とティルト式の対象となる利用者像を同一としてほしい。</p> <p>食事介助時の姿勢はリクライニング角度20～30度が目安であるが、この微調整がティルト式だけでは困難である。</p>	<p>全国身体障害者施設協議会</p>
60 車椅子、電動車椅子	<p>車椅子・電動車椅子において、現状では特別な理由がない限り、2台同時支給は認められていません。</p> <p>今回、車椅子と電動車椅子のユーザーに対し、使用場面ごとに車椅子・電動車椅子に求める性能を調査しました。その結果、室内使用においては、座位保持性や移乗のしやすさを考慮した車椅子・電動車椅子が求められており、屋外使用においては、駆動性や走行性の高い車椅子・電動車椅子が求められていることがわかりました。</p> <p>★例えば、室内用に座位保持機能や移乗性を優先すると、車椅子・電動車椅子本体の重量が重くなったり、部品着脱機構のガタツキや歪みが起こりやすい傾向があり、屋外での駆動性や走行性が劣ります。</p> <p><アンケート調査>別紙添付あり 調査対象:日常的に車椅子や電動車椅子を使用している脊髄損傷者や頸髄損傷者等 回収票数:48票 調査時期:令和5年8月1日～令和5年8月20日</p>	<p>特にアクティブに動けるユーザーにとって、室内用と屋外用の2台を同時に支給されることが保障されると、室内用・屋外用それぞれに特化した車椅子・電動車椅子の製作ができ、よりADL(移動)の向上が図れると考えます。</p> <p>現状の問題点の解決とアクティブユーザーのADLの向上において、二台給付が有用であるという方向性になった際には、判定マニュアルについてもご検討いただきたいと存じます。現時点の判定マニュアルには「室内用・屋外用などを希望する場合については、それぞれの使用場所における兼用の可否とともに、職業又は教育上等に必要と認められるのかを十分に確認した上で、支給の有無を慎重に判断されたい。」と記載されています。このことで2台支給を判定機関(更生相談所もしくは自治体)が躊躇されることがあったり、頑なに1台の判定に留まっていることが見受けられます。</p> <p>むやみに躊躇することなく、より円滑な判定に結びつけるために文章の見直しをご検討いただきたいところです。例えば「職業又は教育上、実生活場面の状況等特に必要と認められるのかを十分に確認した上で判断したものであれば、2台支給しても差し支えない」という感じで、どの地域、判定機関においても明確に読み取れる文章に出来れば地域間格差も生じにくい環境にできるのではないかと考えます。</p>	<p>日本車椅子シーティング協会</p>
61 電動車椅子	<p>重度な運動障害のある子どもたちは、自らの力で動けるようになるまで計り知れない努力と膨大な時間を費やす。しかし、その努力の甲斐なく自らの力で移動することが出来ない子どもたちも少なくない。この状態に対応できる移動支援機器は、電動車いすを含む電動移動機器である。これまでに、重度な運動障害のある子ども達の早期移動を電動移動機器で行うことが一般化しなかった理由として、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的であり「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」に定められているとおり、公道を走行して安全であるかが電動車椅子を利用する資格となっているからである。すなわち、子どもの発達を考慮した自力移動に関する支援は行われてこなかった。</p> <p>一方、子どもの発達においては、寝返りができ、やがてずり這いや四つ這いで移動から高這いや歩行へと移動能力を獲得するのが一般的である。この移動により、子どもの世界が広がり、感覚や認知機能が成長することは知られている。重度な運動障害を持つ子どもは、背臥位(仰向け)や座位だけで生活することが多い。認知神経科学的な側面からも外界からの視覚入力は単調で、認知発達が阻害される。これに対し、自己の意図に伴う移動が可能となれば、能動的な感覚入力が広がり、その経験が自発的な活動につながると考えられる。2020年10月に発表された移動に制限のある5歳以下の乳幼児に対する電動移動機器介入のレビューでは(資料1)、電動移動機器の導入が子どもの運動と移動にプラスの影響を与えるという強い支持が得られた。今までは「目的に焦点を当てた移動」であったが「移動を獲得するための移動」に焦点を当てるべきと述べている。また、我が国においても藤田は、乳幼児の電動移動機器の効果として、福山型先天性筋ジストロフィー児の1症例について報告した(資料2)。1歳10か月から導入し、3歳5か月までNilsson Lらにより開発された電動移動機器使用学習評価(ALP)を用いて評価し、さらに、介護者の心理的影響をインタビュー形式で経過を記述した。本児は、「注意」「活動と動き」「ツール使用の理解」「表情と感情」「相互交流/作用とコミュニケーション」の全項目で、熟練者レベルまで上達した。また、介護者である父親は、導入に関して、導入当初は効果を疑っていたが、最後の評価では満足度は高く、「導入して本当に良かった」と述べている。なお、令和2年2020年度の補装具費支給基準告示改定に向けた「乳幼児電動移動機器」の提案に対し、「補装具の定義に該当する可能性があり、更に研究する必要があるもの」との回答を得た。</p>	<p>平成27(2015)年度に補装具支給制度が改定され、小児の電動車いすの「電動車いすの特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましい」が削除された。令和3(2021)年度に補装具支給制度が改定されたが、実施要領において、電動車いすの対象者は「学童期以上」で、使用者条件は、「安全走行に支障がないと判断される者である」とある。一方で、補装具費支給事務取扱指針において、補装具費支給の目的については、「身体障害児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。」とある。また、電動車いすの取り扱いも基本的事項には、「重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として行われるものであることから、障害者等の身体状況、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、その是非を判断すること」とある。すなわち、基本的事項では、年齢を問わずに社会参加を目的に作成することは可能だが、実施要領では、学童期以上と記載されていることから、小児の電動車いすは、長谷川の報告(資料3)にもあるように各自自治体の解釈に差が生じると考えられる。また、乳幼児の電動車いすや電動移動機器に関しては、現状では、自費で購入されていることが多いと思われる。</p> <p>補装具費支給事務取扱指針 第2 具体的事項.2.(1).② 身体障害児の補装具支給に「身体障害児については、心身の発達過程の特殊性を十分に考慮しつつ、心身機能の維持、向上、日常生活の改善に寄与することが期待できる等の医学的観点から判断するとともに、生活環境等の諸条件を総合的に考慮する必要がある」とある。電動移動機器が補装具の種目に加えられ、乳幼児期から支給されることを提案する。</p>	<p>日本理学療法士協会</p>
62 電動車椅子	<p>▼補装具費支給基準告示では、電動車椅子の基本構造について「JIS T 9203-2006、JIS T 9203-2010又はJIS T 9203-2016による」とされている。</p> <p>▼JIS T 9203-2016では、自走用標準形の電動車椅子形式分類の定義(JA.2.1)として「自操用電動車椅子で、前2輪、後2輪の四輪で構成したもので、…」とされている。</p> <p>▼このため、6輪の電動車椅子の支給を申請した場合には、特例補装具費として判定を要すると運用する市町村が多い。</p> <p>▼海外では、欧米を中心に6輪の電動車椅子が普及している。また、国内でも普及が進んでいる。さらに、2018年には「JIS T 9209-2018」としてJIS規格にも登録されている。</p> <p>▼例:有限会社さいとう工房「多機能6輪電動車椅子レル・シリーズ」 https://www.saitokobo.com/product/ ▼例:株式会社今仙技術研究所「LGS-TR1 Light6」 https://www.imasengiken.co.jp/product/emc/lgs-tr1.html</p>	<p>■6輪の電動車椅子が支給対象であることを補装具費支給基準告示に明記する。</p> <p>▼2021年度と2022年度のご回答では「特例補装具として取扱うことが適当と考えられるもの」に位置づけられているが、さらに踏み込んで、一般的な補装具として補装具費支給基準告示に位置づけていただきたい。</p>	<p>全国脊髄損傷者連合会</p>
63 電動車椅子	<p>車椅子については6輪構造部品が認められているが、電動車椅子の基準には認められていないため、電動車椅子の6輪構造(中輪駆動式)を希望される方については、現在は特例補装具として個別に必要性を検討しているところである。</p> <p>しかし、日本の住宅事情等を考えると、回転半径が小さく狭いところでも取り回しの良い6輪構造の電動車椅子のニーズは非常に高いと思われるため、車椅子と同様に基準に加えていただきたい。</p>	<p>6輪構造部品の基準への追加をお願いしたい。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター】</p>

64	電動車椅子	「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」では、リチウムイオンバッテリーの支給対象となる電動車椅子の種類について、「簡易型電動車椅子に限る」と定められている。 昨今、普通型電動車椅子においてリチウムイオンバッテリーを搭載している機種が増加しているものの、本市としては、この定めによって特例電動車椅子として扱わざるを得ない。	「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」に定められている上記「簡易型電動車椅子に限る」という文言を、見直していただきたい。	全国身体障害者更生相談所長協議会 【札幌市障がい者更生相談所】
65	電動車椅子	▼補装具費支給事務取扱要領では、電動車椅子のバッテリーについて、「…なお、リチウムイオンバッテリーは簡易型電動車椅子に限り支給可能であること」と規定されている。補装具費支給事務取扱指針における電動車椅子処方箋の様式例でも、バッテリーの選択肢が「1. 内蔵式・通常」「1. 内蔵式・シールド」「2. 外付け式（取り外し型）・マイコン内蔵型ニッカド電池」「2. 外付け式（取り外し型）・マイコン内蔵型ニッケル水素電池」の4つしかない。 ▼このため、簡易型ではない電動車椅子でリチウムイオンバッテリーの支給を申請すると、特例補装具費として判定を要する。 ▼一方で、リチウムイオンバッテリーは価格面では劣るものの、小型、軽量、大容量、メモリー効果がない、自己放電による容量低下がない、などの点で優れている。特に1日の走行可能距離の延長は、社会参加の促進をはじめとするQOL向上に資するものと考えられる。 ▼例：ヤマハ発動機株式会社のバッテリー比較表 https://www.yamaha-motor.co.jp/wheelchair/qa/compare.html	■簡易型ではない電動車椅子についてもリチウムイオンバッテリーの支給の対象として補装具費基準告示に明記する。 ▼2021年度と2022年度のご回答では「特例補装具として取扱うことが適当と考えられるもの」に位置づけられているが、さらに踏み込んで、一般的な補装具として補装具費支給基準告示に位置づけていただきたい。	全国脊髄損傷者連合会
66	電動車椅子	簡易型電動車椅子については、伝動装置以外は「車椅子の普通型に準ずる」となっているが、自走の可能性がなくハンドリムが不要な場合で、移乗の際に大車輪が邪魔にならないために車椅子本体に「手押し型A」の車椅子を希望する事例が複数ある。 現在は特例扱いとして検討しているが、一定のニーズはあると思われるため、基準への追加をお願いしたい。	簡易型切替式電動車椅子における手押し型Aに電動装置を追加する形式について基準内補装具への追加をお願いしたい。	全国身体障害者更生相談所長協議会 【大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター】
67	重度障害者用意思伝達装置	重度障害者用意思伝達装置の対象者は進行性疾患が多いため、短期間で入力装置の修理申請の相談があり、かつ、支給後に短期間で使用困難となるケースが多い。特に視線入力装置に関しては高額であるにも関わらず、障害の進行により短期間の利用となるケースが見受けられる。	重度障害者用意思伝達装置は借受け対象が本体に限られているが、視線検出式入力装置に関しては借受けの対象としていただきたい。他の入力装置と異なり、視線検出式入力装置は身体に直接装着する装置ではないため、衛生上の問題が生じにくく、借受け対象となることに支障は少ないと思われる。	日本眼科医会
68	重度障害者用意思伝達装置	【機器紹介、試用貸出費用の負担増大】 導入希望者へは、1件当たり最大7回の訪問（お問合わせ→お試し（デモ）→貸出し→引き上げ→判定（行政によっては2回）→納品→アフターフォロー）が発生している。患者の状況にもよるが、概ねデモでは約2時間、納品には3時間を要することもある。訪問先も近距離ならば良いが、片道3時間程度かかる事もあり、実質1日1件が限界な事もある。 導入のために発生する経費が膨大となり利益が確保できない状況が続いている。	【導入支援、アフターフォローの費用補填】 作業項目を明確化することで、それぞれの対応項目別に適切な対価を請求できるようにして頂きたい。その際、補装具費給付制度の支援として、患者側は1割負担として、補助が使える仕組みを構築して頂きたい。	日本障害者コミュニケーション支援協会
69	重度障害者用意思伝達装置	本件は、令和4年度の団体ヒアリングで「今後、調査研究等において、精査をすすめるもの」とのご回答を頂いております。 昨今のIT技術・機器の発達が目覚ましいものがあり、患者、特に完全閉じ込め症候群（TLS）に近い重度障害者にとっては少しでも早く実現をすべきものと考えますので、審議の促進を図っていただきたく存じます。 ===== 現在、生体現象方式として発売されている製品には「はい・いいえ」を判定するものだけでなく、単語発信・定型文選択等の高度な意思伝達が図れるものが存在し、それらを利用したいという患者も多い。特に、完全閉じ込め症候群（TLS）に近い重度障害者にとってはこのような高度な意思伝達装置が利用出来るようになることは切実な願いである。 そういった背景があるにも関わらず、現行の制度及び定義上では「はい・いいえ」の判定が出来ればよし」といった判定指針に留まってしまうことになる。 「はい・いいえ」以上の「単語発信・定型文選択」の意思伝達装置があるにも関わらず、それを希望しても判定する基準・指針が無いため適切な判定が行われないことは、高度な意思伝達を利用したい患者、特に完全閉じ込め症候群（TLS）に近い重度障害者にとっては障壁である。 生体現象方式に、文字等走査入力方式と同様に簡易なもので高度なものとして2種類の定義付けが必要であり、「新規」生体現象方式（レベル4B相当）の新設しそれに対応する意思伝達装置も明示すべきと考える。 添付資料・文献 資料1：「平成平成22年度における補装具の価格改定等について」に変更案を記載したもの 文献1：文献1_保健医療科学_cyin_難治性神経・筋疾患に対するコミュニケーション支援技術 文献2：新心語り 福祉工学研究会2019(Final版+β) 対象となる主な製品名は以下 新心語り（単語発信Ver）、Cyin	「新規」生体現象方式（レベル4B相当）の新設	日本ALS協会
70	重度障害者用意思伝達装置	本件は令和4年度の団体ヒアリングで意見を述べたところ、「今後、調査研究等において、精査をすすめるもの」とのご回答を頂いております。 重度障害者用意思伝達装置に、他の補装具に適用されている「基本工作法」に相当する「調整作業」等の項目がなく調整作業への対価の評価が無いのは不合理であると考えます。 昨今のIT技術・機器の発達は目覚ましいものがあり、その調整作業なども日々改善・向上が図られています。先行投資として操作スイッチの適合・試用サービスのすそ野を広げることが、専門家だけでなく一般人でも調整できる環境を整えることとなりますので、早期の実現を図っていただきたく存じます。 ===== 重度障害者用意思伝達装置の使用にあたり、初期導入時だけでなく身体状況変化の度に操作スイッチの適合を図る必要がある。近年では、選択できる操作スイッチ種類が増加した半面、適合技術の専門性も高く家族支援者だけでは困難な場合も多い。 そのような状況下で、公的機関における操作スイッチの適合・試用サービスなどが無いため、試用機や適合技術を持ち合わせる専門業者を呼んで解決となる事がほとんどであり、同時にその際の採寸・適合評価費用について全額患者の自己負担となっている。 一方、重度障害者用意思伝達装置以外の補装具に対しては「基本工作法」が定められており、採寸・採形に対する対価が決められている。 重度障害者用意思伝達装置に、「基本工作法」に相当する「調整作業」等の評価基準を設けるべきであると考えます。 ===== 添付資料・文献 資料2：補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準_厚生労働省告示第528号	重度障害者用意思伝達装置に、「基本工作法」に相当する「調整作業」等を設けて調整作業への対価を明確にする。	日本ALS協会

71	眼鏡	<p>遮光用眼鏡は、ロービジョン患者に多く見られる羞明(まぶしさ)を防ぐのに最も有効な手段であり、視覚関連補装具のなかでもニーズが高い。令和3年度の福祉行政報告例によれば、全国で44,074件の眼鏡が補装具費支給決定されており、このうち遮光用は最多の3,927件であった。</p> <p>羞明が最も改善する遮光度(レンズの色のつきかたの度合い)は、各々の患者で異なるため、遮光用レンズは一種類ではなく、様々な遮光率のものが存在する。臨床現場においては、どの遮光度のレンズがその患者の日常生活の場で有効であるか否かを一人一人確認しながらオーダーメイドに処方をしていく必要がある。</p> <p>ロービジョンケアに対応可能な眼科医療機関の中には、様々な遮光度からなるテストレンズ一式(資料)を備えて貸出を行いながら遮光用の眼鏡を処方を行っている施設も存在する。しかしながら、テストレンズ一式を揃えるには価格的な問題もあり、常備されている施設は少ない。また、地域によっては、テストレンズ一式を常備している施設は眼鏡店ではなく、眼科医や視能訓練士が介入することなしに処方内容が決められているという状況があり、適合性という観点からも課題となっている。</p>	<p>平成30年から補装具費支給制度に借受導入がされているが、対象となる種目に視覚障害関連の補装具は含まれていない。一方、補装具の借受けによることが適当である場合について、遮光用の眼鏡は③「補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合」にまさに合致している。</p> <p>遮光用の眼鏡のテストレンズ一式に借受制度が適応されることで、遮光用眼鏡のよりオーダーメイドな運用が可能となり、細かなニーズに対応した身体機能の補充が可能となる。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【千葉県中央障害者相談センター】</p>
72	眼鏡	<p>眼鏡の複数支給について</p> <p>「補装具費支給事務取扱指針」においては、「補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認められた場合は、2個とすることができる。」とあります。</p> <p>また、「補装具費支給に係るQ&Aの送付について(平成26年3月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡)」のQ2においては、「「眼鏡」という種目の中には、矯正眼鏡、遮光眼鏡など、それぞれ構造が異なった種類を想定しており、その用途も異なっているため、「眼鏡」という種目の中で複数支給することは可能である。従って、眼鏡の支給に当たっては、個々の者の視覚障害の程度や生活環境等を踏まえることが必要であり、個々の状況に応じて、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡を同時に支給することもあり得る。」とあります。</p> <p>なお、補装具判定専門委員会により発出されている、補装具判定支援サイト(Q&A)(No.R4-10)では、「当委員会としては、必要性は認めたとしても公平性の観点から3個目の補装具費支給はできないと判断しております。」とあります。眼鏡の複数支給について、必要性があれば3個支給をしてよいか、2個支給とすべきか判断に苦慮しています。現行としては、3個を必要とされる方もいらっしゃいますが、公平性の観点から2個支給までとしています。</p>	<p>眼鏡の複数支給について、真に必要とされる方に必要な個数の支給が可能となるよう、「補装具費支給事務取扱指針」等において御教示頂きますようお願い致します。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【香川県障害福祉相談所】</p>
73	眼鏡	<p>眼科疾患の多くに羞明症状があり、遮光用の眼鏡はその羞明症状を抑制するのに簡便で最も優れた方法である。令和3年度の福祉行政報告例によれば、全国で44,074件の眼鏡が補装具費支給の対象となり、遮光用の眼鏡が最多の3,927件であった。補装具費支給に係るQ&Aにおいて</p> <p>(https://www.mhlw.go.jp/content/000538725.pdf)のQ1「視野障害のみの身体障害者手帳が交付された方に対して遮光用の機能がある眼鏡を支給する場合は、どのように対応すべきか。」に対し、遮光用は「前掛け式」のみで、「視野障害のみの身体障害者手帳が交付された方に対して、フレームを含めて遮光用の機能を有する眼鏡を支給する場合は、矯正用の「6D未満」で遮光用としての機能が必要なものとして支給決定して差し支えない。」と回答されている。しかし、遮光用眼鏡において、レンズ加入が十分に考慮されていないケースが多い。更に令和5年一部改正</p> <p>(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/tsuchi/r5_sonota_17.pdf)により、遮光用は「前掛け式」に「掛けめがね式」が加わっているにもかかわらず、現場では混乱があり、実際には遮光眼鏡に「6D未満」であっても、レンズが加入されないケースが多くみられる。</p>	<p>本件は視力障害に達していないため、屈折矯正は不要という誤った考えが問題である。また「6D未満」という制限が更に現場を混乱させている。</p> <p>視力障害が手帳基準に達していない、視野障害のケースでは屈折異常を矯正することで視野の改善がみられた症例が報告されている1)。したがって、遮光用の眼鏡には加入Diopterにかかわらず、適切なレンズ加入が考慮されるべきである。</p> <p>つまり、『視野障害のみの身体障害者手帳が交付された方に対して、遮光用の機能を有する眼鏡を支給する場合は、屈折異常があればDiopterの加入度数にかかわらず、フレームを含めた眼鏡全体を考慮し、提供可能である。』が答えとして、推奨される。</p> <p>1) 視覚障害者用補装具費支給に関する市区町村の現況と課題 清水 朋美, 仲泊 聡, 白銀 暁, 井上 剛伸 日眼会誌 123 巻 1号 P24-31</p>	<p>日本眼科学会</p>
74	歩行器	<p>歩行時のスピードコントロールが難しい場合に「抑速ブレーキ付き歩行器」が必要な方も多いが、基準額内での購入が可能な製品がない実情である。補装具費支給事務取扱指針では「機能追加を差額負担で認めることは適切でないこと」とされているため、差額自己負担ではなく、特例補装具として取り扱わざるを得ない現状である。</p> <p>同様に、高身長で前腕支持部の高さが95cm以上の歩行器が必要な場合、特例補装具として取り扱わざるを得ない現状がある。特例補装具の取り扱いとなることにより、検証日数や書類作成、判定会議等に時間を要する分、速やかな補装具費支給に支障を生じており、申請者への速やかな支給に支障をきたしている状況である。直近2年間の支給実績は、抑速ブレーキ付歩行器4件、前腕支持部高さ95cm以上の歩行器1件。</p>	<p>前腕支持部の高さ調整加算や、抑速ブレーキ等加算を加えることにより、障害状況及び生活環境等からその必要性が判断される場合には、速やかに支給決定ができるようになる。また、利用者は必要とする補装具を速やかに購入することができ、補装具費支給事務に係る行政側の効率化にもつながる。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【仙台市障害者総合支援センター】</p>
75	起立保持具	<p>起立保持具については、費用の額の算定等に関する基準として、基本構造については、機能障害の状況に適合させること、箱型とすること、主材料は木材、外装はニス塗装、としている。起立保持具を必要とする児は、体幹機能障害等があり立位が困難な障害児であり、箱型・木材による作製により適合が図られる児もいると考えられるが、箱型・木材としないことで立位姿勢の保持が図られる児もいることが考えられる。</p>	<p>基本構造の形状および材質を限定しない起立保持具の作製により、起立姿勢の保持が図られる児童を拡げることによって、より多くの障害児において、将来、社会人として自立生活するための素地を育成・助長することができる。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【滋賀県立リハビリテーションセンター】</p>
76	座位保持装置、歩行器、重度障害者用意思伝達装置	<p>平成30年(2018年)度より借受けによる補装具費支給が制度に含まれた。申請者の中には借受け希望者が少数ながらいるが、いまだ、借受できる機器を所有する事業者が県内にいないため、実績がない状態である。事業者による理由を聞いたところ、現状の基準額では、用具のメンテナンス費用もかかるため採算がとれないとのこと。</p> <p>借受け希望があった例</p> <p>①筋萎縮性側索硬化症 重度障害者用意思伝達装置本体 上肢装具(ポータブルスプリングバルンサー) 歩行器 座位保持椅子</p> <p>②脳性麻痺(児童) 歩行器 座位保持椅子</p>	<p>借受けの基準額を現状より高く設定することで、借受できる機器を所有する事業者が増えてほしい。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【石川県身体障害者更生相談所】</p>
77	座位保持装置、視覚障害者安全つえ、車椅子、電動車椅子	<p>車椅子や電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置の修理では、現状で見積れるのは部品代のみとなっている。例としてパンクにより車椅子のチューブ交換を行う場合、2450円×2個の4900円の1.06倍の見積もりとなる。それ以外でもキャスト交換、座布交換、クッション交換も頻りにある車椅子の修理であるが、同様に、見積もり可能なのは部品代のみである。これらの補装具の修理対応では在宅訪問が強いられるケースも多く、車椅子の破損状況の確認、その後の見積り、申請準備、許可に至れば部品を選定し、発注、そして再度の訪問で取り外し修理を行う。また、意思伝達装置の修理の場合は在宅訪問が必須であり、利用者から状況説明を受け問題の抽出に至る。加えて、視線入力への交換やパソコン修理の場合は、その部品の仕入れ料と管理料を見積もるのみとなっている。部品代が高騰し、事業所として赤字となる場合も多い。仮に利用者から個人負担分をもらうならば、混合診療などトラブルの原因となる。</p>	<p>義足の修理においては、必要な場合「基本価格」を見積もることが可能となっている。基本価格には、観察、採寸、組み立て、仮合わせ、仕上げ、検査、個人情報の入手などの手間が含まれているが、これと同様に、車椅子や意思伝達装置の修理においても「基本価格」が必要ではないかと考えられる。その場合、修理には当然ながら専門技術を必要とし、装具の基本価格・採寸の最低が6300円であることを考えると、これと同等の基本価格設定が妥当と考えられる。</p> <p>車いす、重度障害者用意思伝達装置の修理は、現状では採算が合わないため扱いを避ける事業者が増加している現状がある。利用者が使い慣れた補装具を長く使えるようになるためにも、また、持続可能な事業とするためにも上記のような改定が求められる。</p>	<p>日本義肢装具学会 日本リハビリテーション医学会</p>
79	補聴器、車椅子、重度障害者用意思伝達装置	<p>【耐用年数に関する記載】 <ケース1>40代 脊髄小脳変性症 令和3年6月に新規車椅子を購入。本人の強い要望でスポーツタイプの車椅子を購入したが脊髄小脳変性症の進行により体幹保持が困難となり、令和5年7月より入所施設が所有する普通型タイプの車椅子を一時的に貸し出ししている。 利用者の障害の状態像が短期間で変化したり、病気が進行したりする過程で身体に合わせた車椅子に変更できるか否かを検討する。しかし、車椅子の耐用年数は6年であるため、現状では容易に変更できない。 <ケース2>60代 ALS 病気の進行により指を使った意思伝達装置を使用できなくなり、視線を使った意思伝達装置に変更することが必要となった。 意思伝達装置の耐用年数が5年であるため、現状では容易に変更できない。</p>	<p>備考欄に『利用者の障害の進行状況によっては耐用年数に満たない場合でも申請を認める(場合がある)』という趣旨の文言を入れていただきたい。 そうすれば、生活の質を保障するために使用する補装具の変更が必要な利用者の申請は、確実に認められやすくなる。特に神経系の障害に関して県や市町村に、判断できる職権性をもたせてほしい。</p>	<p>全国身体障害者施設協議会</p>

80	その他	<p>京都府では、座位保持装置やオーダーメイドの車椅子、重度障害者用意思伝達装置等補装具の支給が可能な事業者が近隣にない地域が複数あり(以下、「当該地域」という。)、事業所から当該地域への距離が往復100kmを超えるケースが複数あります。※別添資料2参照</p> <p>そのため、支給基準額以上の必要経費が発生することで、事業者は対応に苦慮されており、対応できる事業者が限られるうえ、少なくなってきたのが現状です。</p> <p>また、当該地域在住の者の補装具に修理が必要になった場合、修理対応は安価であり、交通費や人件費も考慮すると総合的に赤字になることから、対応を断られるケースも発生しています。</p> <p>そういったことから、現在の支給基準額だけでは対応できない地域があり、府民へ適切な補装具の公平な支給が出来ないケースがあることから、対応に苦慮しています。</p>	<p>当該地域在住の者への補装具支給に関する新たな加算基準の検討について 例えば、往復100kmを超える移動距離があり、交付、仮合わせ、適合等複数回の出張が必要である等、基準額では経費的に対応できない場合に対して、新たな加算基準の検討をお願いします。</p> <p>新たな加算基準を設けることにより、事業者側も経費的な不安が解消され、当該地域在住の者への公平公正な補装具支給が可能となると考えています。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【京都府家庭支援総合センター】</p>
81	その他	<p>2023年3月に、全国身更相所長協議会の補装具判定専門委員会より送付された「補装具判定現場で生じたQ&A集」のQ11には基準額の算定方法として以下のように記載されている。</p> <p>「非課税物品の補装具の中に付属品として課税物品が混在する場合の基準額の算定方法(中略)として、(ア)の告示価格からの算定は「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の、告示第3項に示されているように告示額の合計を100分の106で算出するのが算定ルールの基本。ここで示す106の解釈は補装具事業者がメーカーから仕入れる際にかかる材料、既製品の消費税分を補おうとするものであり、補装具費の算出において課税をしているという意味ではない。この(ア)は、告示別表の価格を用いて、告示のルールに基づいて算出するものであり、商品本体の定価や商品の消費税課税・非課税は関係ない。</p> <p>例えば車椅子、重度障害者用意思伝達装置の新規購入において既製品のクッション等、入力スイッチ等の複数の付属品がある場合、付属品個々が課税物品だからといって見積書の中で分けて100分の110とする必要はない。本体、付属品の告示額の合計額に1.06を乗じて基準額を算定します。すなわち、(ア)で算出する場合は告示第3項に従い×1.06で扱い、×1.1が混在することはない。」(参考資料1)</p> <p>上記に則り、補装具事業者に見積りの修正を依頼しているが、ある事業者は、「指針や告示には上記のような記載はされていない。告示第4項には「次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の100分の110に相当する額とする」(参考資料2)と記載されているから、課税物品であるクッションだけ別に見積書を作成すれば、×1.1としていいのではないか」とのこと。補装具判定専門委員会の解釈を説明しても、「それは正式な通知ではないので、その通りにする必要はない。その根拠法令を示すか、正式な通達をしてもらえなければ、見積書の修正はできない」と主張し、以後その事業者については「課税物品については、1.1を乗じた基準額を算定する」ことが常態化している。他の事業者にもその解釈が拡散し、混乱が生じている。(見積書例参照)</p>	<p>補装具判定専門委員会が示す「車椅子、重度障害者用意思伝達装置の新規購入において既製品のクッション等、入力スイッチ等の複数の付属品がある場合、付属品個々が課税物品だからといって見積書の中で分けて100分の110とする必要はない。本体、付属品の告示額の合計額に1.06を乗じて基準額を算定します。すなわち、(ア)で算出する場合は告示第3項に従い×1.06で扱い、×1.1が混在することはない。」という解釈に沿って、基準額を算定することを告示に記載してほしい。</p>	<p>全国身体障害者更生相談所長協議会 【石川県身体障害者更生相談所】</p>
82	その他	<p>○課題：現在、家電製品には、AIアシスタントが搭載され、対話型で音声操作ができるスマートスピーカーが発売されている。こちらの製品は、音声によって機器を操作する方式として普及してきており、視覚障がい者の生活に有効なテクノロジーと考えられる。しかし、その初期の設定などにおいては、第三者の支援が必要となるケースが多く、実生活に活かされていない場合が見受けられる。また、ICT機器やソフトウェアの使用環境を整える専門職が誰なのか分からず相談できずにいるケースも少なからずいると思われる。</p>	<p>ICT機器とソフトウェア導入時には、①音声認識の精度 ②機能の連携 ③スマートホームの構築など専門職として必要と思われる機能の評価を行い、一人一人の身体機能と環境に合わせ、使用環境を整えることが必要と考える。</p> <p>また、スマートスピーカーを用いることで、生活の質がどう変わるのか、社会と繋がる接点になり得ることなどを専門職(例：作業療法士)が伝える必要があると考える。</p> <p>これらを踏まえ、視覚障がい者の方々にとって有効と思われるテクノロジー(スマートスピーカー)を補装具費支給種目に加えることを提案する。</p>	<p>日本作業療法士協会</p>
83	眼鏡	<p>現在、視覚障害の身体障害認定基準等の見直しに関するQ&Aについて(https://www.pref.tochigi.lg.jp/e65/documents/shikakuqa.pdf)の問3に対する答「矯正レンズの装用が困難な場合における障害認定上の十分な配慮とは、例えば耳介が欠損して眼鏡が装用出来ないなど、医学的に見て十分な理由がある場合を指すため、これらに該当しない場合はあくまでも矯正できる最良視力で判定する。最良視力ではなく日常生活に耐える範囲の矯正レンズを装用した状態で判定する場合には、「参考となる経過・現症」と「総合所見」の欄にその医学的な理由を記載する必要がある。」の解釈を巡って臨床現場で混乱が生じている。</p> <p>医師によって1) あらゆる矯正手段を用い、どれだけ測定時間がかかっても、一瞬でも視標が見えれば最良視力とすべきと考える者、2) あらゆる矯正手段を用い、眼鏡でもコンタクトレンズでも日常的に継続して装用できる範囲の度数で矯正された視力を最良視力とすべきと考える者、3) コンタクトレンズは常に装用できるとは限らないので、通常の検眼レンズセットでのみ矯正を行い、どれだけ測定時間がかかっても、一瞬でも視標が見えれば最良視力とすべきと考える者、そして4) コンタクトレンズは常に装用できるとは限らないので、通常の検眼用屈折矯正レンズセットでのみ矯正を行い、日常的に継続して装用できる範囲の度数で矯正された視力を最良視力とすべきと考える者等まちまちである。</p> <p>本件は、コンセンサスを得なければ不公平のもととなり、視覚障害者全体に関わる障害認定に直接影響する極めて重要な案件であり、喫緊に解決しなければならない。</p>	<p>本件は、障害認定における矯正視力の操作的定義が不明確であることに問題がある。視覚障害者の視力検査では、見えにくいために判断が難しく時間を要するのが常である。臨床現場はこれに対し、十分な時間をかけられるところか否か、コンタクトレンズなどの矯正器具を常備しているところか否か等、状況が多様であるため、その各々において、Q&Aの答にある「最良視力」が異なっている。そのため、より多くの現場で採用可能な操作的定義を明記すべきと考える。検査時間に関しては、2018年の認定基準改訂の検討委員会においても議論されたが、その均てん化は困難であろう。よって少なくとも矯正具についてはコンタクトレンズなどの通常の検眼用屈折矯正レンズ以外のものを使用することは排除すべきと考える。よってQ&Aの答の『あくまでも矯正できる最良視力で判定する』は『あくまでも常用の検眼用屈折矯正レンズで矯正できる最良視力で判定する』と改めることが望ましい。眼疾患の中には円錐角膜のようなコンタクトレンズではないと矯正できないものがあり、この改訂により、彼らの一定の割合が視覚障害者として認定され、補装具としてコンタクトレンズを活用できるようになる。またこれにより、かつてQ&Aにもなっていたピンホールの活用や今後現れてくるであろうデジタル機器等の矯正具を用いたような誤った「最良視力」の解釈を事前に食い止めることができるとと思われる。</p>	<p>日本眼科学会</p>
84	人工内耳	<p>人工内耳は医療機器として位置付けられており、その利用には医療保険が適用されているが、体外機の劣化等による買替えは医療保険の適応外となる。この体外機は高額のため、人工内耳装用者の経済的負担となっている。</p> <p>特例補装具として支給対象としている自治体もあるが、支給していない自治体も多く、障害者の居住地域によるサービス格差が生まれている。</p>	<p>人工内耳体外機を買替を補装具種目に追加し、居住地域による格差なく、全国一律に助成することで、障害者の経済的負担の軽減を図る。</p>	<p>全国市長会</p>
85	人工内耳	<p>人工内耳の体外機の部品には定期的な交換が必要となる消耗品があるが、これらは保険適応ではないため、メーカーから個人が実費で購入する必要がある。特に充電機については定期的な交換が必要となるが、費用が高額なため、人工内耳装用者の経済的負担となっている。</p> <p>特例補装具として支給対象としている自治体もあるが、支給していない自治体が多く、障害者の居住地域によるサービス格差が生まれている。</p>	<p>充電機やマイクロホンカバー、イヤーマールドなど、人工内耳を安全かつ適正に使用するために必要な、部品交換を補装具種目に追加し、居住地域による格差なく、全国一律に助成することで、障害者の経済的負担の軽減を図る。</p>	<p>全国市長会</p>
86	人工内耳	<p>現状：人工内耳の場合は、電池の消費量がかなり高く、充電機の頻繁な使用を余儀なくされる。</p> <p>充電地の補助は各自治体が補完的に行っているが、広島市では2万円の補助が付く一方で補助がない自治体もあるなど、地域格差が大きい。この格差をなくすために要修理充電機の平等な交換は避けられないのではないか。</p> <p>また、FMワイヤレス機器も充電機交換が修理対象に含まれています。</p> <p>電動車いすも、充電機交換が明記されています。</p> <p>全難聴でも人工内耳装用者から充電機の無償修理を求める声が多く、一般社団法人ACITAのHPでは、常に各自治体の充電機や電池助成状況を掲載しています。 https://www.normanet.ne.jp/~acita/news/josei.pdf</p> <p>充電機は装用者には高価なものであり、全国一律での修理交換が非常に期待されています。</p>	<p>全国の人工内耳装用当事者に対し、充電機交換も修理対象に含めていただくのが最良の方法ではないかと考える。</p> <p>ネットでの調査によると、代表的な充電機価格が17,600円とされている。</p> <p>これにより、地域格差がなくなれば、人工内耳装用当事者の社会参加が促進され、生活の質向上等メリットがかなり大きいと考えられる。</p>	<p>全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>